

第1章 総 則

第1節 目 的

1 計画の目的

本計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三木町防災会議が策定する三木町地域防災計画は、「一般対策編」、「震災対策編」及び「資料編」の3編で構成する。

3 他の計画との関係

本計画は、町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、国の防災基本計画、香川県地域防災計画、防災関係機関が作成する防災業務計画をはじめとして、町の水防計画等との整合を図るものとする。このため、県、県警察、指定地方行政機関その他防災関係機関の活動内容は、香川県地域防災計画に基づくものである。

4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、町は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

5 計画の習熟等

本計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町、県及び防災関係機関は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整えるものとする。

6 住民すべてによる防災対策の推進

災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害によ

る人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開しなければならない。

町は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、県に対して報告する。また、その内容については、適切な手法により公表する。住民及び防災関係機関等に対しては、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として自らの防災対策を定期的に点検し、その対策の一層の充実を図るとともに、防災意識高揚のための活動を行うよう、働きかけるものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関（内閣府、各省庁などの中央行政機関）及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
三 木 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表並びに避難所の開設 10 災害時要援護者の避難支援活動 11 消防、水防その他の応急措置 12 被災者の救助、救護その他保護措置 13 被災した児童・生徒の応急教育 14 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫その他保健衛生活動の実施 15 緊急輸送等の確保 16 食料、医薬品その他物資の確保 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 市町及び防災関係機関との連絡調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 被災者の救助、救護その他保護措置 11 被災した児童・生徒の応急教育 12 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫その他保健衛生活動の実施 13 緊急輸送等の確保 14 食料、医薬品その他物資の確保 15 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 16 災害復旧の実施 17 ボランティア活動の支援 18 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 広域緊急援助隊の運用 7 管区内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備のための調整及び電波の統制監理 2 被災地における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用管理
四国財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
中国四国農政局 (香川農政事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材、生鮮食料品等の供給の指導 6 被災地における農作物等の病虫害防除、家畜の衛生管理等の応急措置の指導 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導 <p>(以下、香川農政事務所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 災害時における応急食料(米穀、乾パン)の緊急引き渡し

四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山・治水事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保安の確保 2 鉱山(鉱山附属施設を含む。)における災害の防止に関する指導 3 災害時における電気、ガス事業及び鉱山(鉱山附属施設を含む。)に関する応急対策等
四国地方整備局 (香川河川国道事務所) (高松港湾空港整備事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 飛行場の災害復旧
四国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪航空局 (高松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港施設の整備及び点検 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保 4 遭難航空機の捜索及び救助
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象に関する予警報の発表及び伝達 2 気象、地象、水象に関する情報の収集・発表及び伝達 3 気象、地象、水象の観測及びその成果の提供
高松海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置 4 航路標識等の整備

(4) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊 第14旅団)	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(5) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 香川県支部	1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 2 輸血用血液の確保供給 3 救援物資の備蓄及び供給 4 義援金の募集及び配分 5 ボランティア活動の体制整備及び支援
郵便事業株式会社、郵便局株式会社 (三木郵便局)	1 郵便局の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便はがき等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
日本放送協会 高松放送局	1 予報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株)四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)水資源機構	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT 西日本香川支店 KDDI 四国支店 NTT ドコモ四国 NTT コミュニケーション(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保

(6) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

高松市消防局	1 水・火災の警戒及び鎮圧 2 救急業務等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商工会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医師会 歯科医師会 薬剤師会 医療機関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
建設業協会	1 被災施設の復旧協力 2 災害復旧用資機材の供給
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設、 学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
LP ガス取扱機関	1 LP ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における LP ガス供給の確保
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(8) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
4 避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
12 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難勧告、避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動する。
13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(9) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
2 避難場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
4 災害時要援護者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
7 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。
8 町が行う避難情報等の発表基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
9 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(10) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
2 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
3 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、山地治山、防災林整備、水源地域等保安林整備等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

主な実施機関	町（総務課、産業振興課）、県（みどり整備課）
--------	------------------------

1 現況

町内には、崩壊土砂流出危険地区82箇所、山腹崩壊危険地区28箇所などの山地災害危険箇所がある。

2 実施内容

(1) 治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

① 町が実施する治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、補助治山事業として町が防災工事又は復旧工事を実施する。

② 県が実施する治山事業等

- ・ 山地治山事業
- ・ 防災林整備事業
- ・ 水源地域等保安林整備事業
- ・ 特定流域総合治山事業
- ・ 地すべり防止事業
- ・ 森林荒廃地緊急整備事業
- ・ 緑のダム整備推進事業

(2) 山地災害危険地の周知等

町は、県からの山地災害危険地に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。また、町は県と協力して、現地への表示板の設置や広報活動、地域住民等への周知を行い、山地災害の未然の防止を図る。

【資料2-1-1 山腹崩壊危険地区】

【資料2-1-2 崩壊土砂流出危険地区】

(3) 災害時要援護者関連施設対策

県は、災害時要援護者関連施設に係る山地災害危険地における治山事業を優先的に実施する。町は県と協力して、山地災害危険地に関する情報を施設管理者に提供、周知し、山地災害の未然の防止を図る。

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等に協力するとともに、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を推進する。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（河川砂防課）
--------	-----------------------

1 現況

(1) 砂防事業

町内には、土石流危険溪流が142箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

町内には、急傾斜地崩壊危険箇所（ランクⅠ、Ⅱ）が47箇所あり、その内訳は、自然がけ40箇所、人工がけ7箇所となっている。危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

(3) 地すべり対策事業

町内には、地すべり危険箇所が1箇所あり、地すべり発生の危険性が高いと判断された場合には、地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施することとしている。

2 実施内容

(1) 防災工事の実施

県は、土砂災害危険箇所における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

- ① 砂防事業
- ② 急傾斜地崩壊対策事業
- ③ 地すべり対策事業

(2) 土砂災害危険箇所の管理等

県は、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を予防するため、危険箇所を順次、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域に指定し、指定地内における開発等の行為に対し、適正な管理を行う。

(3) 総合的な土砂災害対策

① 土砂災害危険箇所の周知

町は、県からの土砂災害危険箇所に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。また、町は県と協力して、現地への表示板の設置や広報活動、地域住民等

への周知を行う。

【資料 2-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料 2-2-2 土石流危険渓流】

【資料 2-2-3 地すべり危険箇所】

② 警戒避難体制の確立

町は、次の内容を踏まえて、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を図る。

- ・ 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）
- ・ 適切な避難方法の周知（避難勧告等の発令対象区域、情報の収集伝達体制）
- ・ ハザードマップ等の作成
- ・ 適切な避難所及び避難経路の選定、周知、運営
- ・ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- ・ 防災意識の普及（住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

③ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、テレメータ雨量計やワイヤセンサーなどの観測機器の配置を中心とした土砂災害情報システムの整備等を推進するとともに、ホームページ等により住民へ警戒情報等を配信する。

町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

④ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方气象台と共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、町が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、町へ情報の提供を行う。

⑤ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

県は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

(4) 災害時要援護者関連施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している災害時要援護者関連施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。町は県と協力して、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

町は、土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。

(5) 土砂災害防止法への対応

① 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害のおそれがある区域について、土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域等」に指定、公表するとともに、町に通知する。

【資料 2-2-4 土砂災害警戒区域】

② 警戒避難体制の整備及び周知

町は、警戒区域の指定に基づき、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備に関して必要な事項を定める。

【資料 2-2-5 警戒避難体制の整備事項】

【資料 2-2-6 土砂災害の避難に関する町と関係住民の段階別対応】

③ 地域住民への周知

町は、町内において警戒区域が指定された場合、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な次の事項を地域住民に周知する。警戒区域の住民は、これらの資料を基に、平時から安全な避難場所と避難経路を検討し、緊急時に備えるものとする。

- ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法
- ・ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地
- ・ 土砂災害ハザードマップ等の公表
- ・ その他必要な事項

④ その他必要な事項

県は土砂災害に関する必要な資料の提供や技術的な支援を行い、町は土砂災害ハザードマップの作成・提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。

第3節 河川防災対策計画

洪水等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（河川砂防課）
--------	-----------------------

1 現況

二級河川は県が管理し、準用河川及び法適用外の普通河川については、町が管理しており、これらの河川のうち、水防上危険度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

2 実施内容

(1) 河川工事の実施

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行うとともに、上流ダム群等の建設により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設等の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。

(2) 水害防止対策の実施

町は、浸水実績図等の資料に基づき、洪水ハザードマップを作成し、避難のための措置を検討する。これらの事前情報の提供や災害時の情報共有化により水害防止対策を推進する。

① 水位周知河川の指定

県は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、その状況を水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

② 浸水想定区域の指定

県は、水位周知河川について、河川の洪水防御計画の基本となる降雨により河川

がはん濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、指定区域及び想定される水深を公表するとともに、町に通知する。

現在、本町における河川では、県により新川が水位周知河川に指定され、浸水想定区域図が公表されている。（平成 18 年 4 月 25 日指定。新川流域の 2 日総雨量 345mm の雨量を想定している。）

③ 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を住民に周知する。また、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地を定めるとともに、その内容を住民に周知する。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等が利用する施設への洪水予報等の伝達により、警戒避難体制を充実する。

④ 洪水ハザードマップの作成

町は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水時の避難に必要な事項を住民に周知するため、浸水・氾濫等の情報に、避難場所、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表記した洪水ハザードマップを作成し、地域住民に配布・周知を図る。

【資料 2-3-1 河川重要水防区域】

【資料 2-3-2 高堰堤】

【資料 2-3-3 主要水門】

【資料 2-3-4 新川浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧】

【資料 2-3-5 三木町洪水ハザードマップ】

第4節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備等を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

主な実施機関	町（産業振興課）、土地改良区、県（土地改良課）
--------	-------------------------

1 現況

町内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多く、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

2 実施内容

(1) ため池整備事業

町、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

【資料2-4-1 ため池重要水防区域】

第5節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	町（土木建設課）、県（都市計画課、建築課）
--------	-----------------------

1 都市防災対策の推進

（1）宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

第6節 建築物等災害予防計画

災害による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修促進計画の策定及び同計画による耐震改修等の推進に努める。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（建築課）
--------	---------------------

1 公共建築物等の災害予防

町は、震災時において応急対策活動の拠点となる町有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

(1) 防災上重要建築物の指定

- ・ 防災拠点施設：町役場、出張所、消防署
- ・ 救護施設：保健センター
- ・ 避難収容施設：学校、公民館、その他主要施設

(2) 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努める。

(3) 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

(4) 緑化の推進

災害時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所の安全性を確保する。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

町及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。

不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他

の災害に関する情報を提供するよう努める。

(2) 特殊建築物の防災指導

県は、旅館、ホテル、物品販売店舗等不特定多数の利用者を収容する特殊建築物について、査察等を通じて、構造、耐力、防火、避難等に関する防災指導を行う。

(3) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

町及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

(4) 落下物等の防止対策

県は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散、落下防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。

住民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

3 家具等の転倒防止対策

(1) 町及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

(2) 住民、事業所等は、家具を止め金具で固定する等、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講ずる。

4 県の実施する災害予防対策

(1) 県有施設の耐震化事業

(2) 一般建築物等の耐震改修の促進

(3) 違反建築物の指導

(4) 落下物等の防止対策

(5) 高耐久建築物の建設促進

(6) 被災建築物の応急危険度及び被災宅地危険度に関する危険度判定士の育成

第7節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害の防止、被害の軽減を図るために、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	町（総務課）、高松市消防局、高松空港事務所
--------	-----------------------

1 資機材の整備

町及び関係機関は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

2 高松空港事務所の実施する災害予防対策

- (1) 防災体制の整備
- (2) 協定等による応援協力体制の充実強化
- (3) 防災訓練の実施

【資料2-7-1 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定】

第8節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、鉄道事業者は、安全施設の整備、防災体制の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	四国運輸局、高松琴平電気鉄道(株)
--------	-------------------

1 概要

本町には、高松琴平電気鉄道株式会社の長尾線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化など安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第9節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、協力体制の確立等を図る。

主な実施機関	町（土木建設課）、県（道路課）、四国地方整備局、西日本高速道路(株)
--------	------------------------------------

1 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

(1) 防災工事・補強工事の実施

次の箇所の防災工事、補強工事を実施する。

- ① 道路の裏面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所
- ② 落橋、変形等の被害が予想される道路橋等
- ③ 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネル

(2) 道路標識、道路情報提供施設等の道路施設の補強、整備

(3) 電線共同溝等の整備

(4) 危険物及び障害物の除去に必要な資機材の備蓄

(5) 除雪体制の整備

2 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立を図る。

3 危険防止のための事前規制

道路管理者は、気象・水象情報、道路情報等の分析により道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

【資料2-9-1 異常気象時における道路通行規制基準】

4 防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 10 節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、高松市消防局、県（危機管理課、薬務感染症対策課）、 中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 施設の安全性の確保

町、高松市消防局及び県は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 保安検査等

危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

(2) 自主保安体制の整備促進のための指導

事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

(3) 講習会等の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

2 資機材の整備等

町及び高松市消防局は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

3 防災訓練の実施

町は、県、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

町は県、高松市消防局及び関係機関と協力して、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【資料 2-10-1 危険物施設】 【資料 2-10-2 高圧ガス関係事業所】

【資料 2-10-3 火薬類関係営業所】 【資料 2-10-4 毒物劇物営業者】

第 1 1 節 大規模火災予防計画

火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課、産業振興課）、消防団、高松市消防局、県（危機管理課）
--------	--

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、公園緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

町、県、高松市消防局、関係機関及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 事業所等について、防火管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防火管理体制の充実を図る。
- (3) 事業所等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から高松市消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

町は、県、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らか

にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

町は、県と協力して、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

第 1 2 節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	町（総務課、産業振興課）、高松市消防局、県（危機管理課、みどり整備課）
--------	-------------------------------------

1 消防施設等の整備

町、県、高松市消防局及び関係機関は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- (2) 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- (3) 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消火活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互協力によることが多いため、町は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

3 森林所有（管理）者に対する指導

町は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに対しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

4 防災訓練の実施

町は、県、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ活動体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

町は、県と協力して、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第 13 節 農林関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

主な実施機関	町（産業振興課）、県（みどり整備課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課）
--------	--

1 農作物対策

町及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予測される場合には、暴風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

町及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努める。

3 畜産業対策

町及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

4 林業対策

町及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

第14節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、電話、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	町（上下水道課）、県（農村整備課、下水道課、水道局）、四国電力(株)、NTT西日本(株)香川支店、NTTドコモ四国(株)
--------	--

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送・配電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

町は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートループ化、配水管網のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

町は、災害による施設の被害を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

第 15 節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	町（総務課、政策情報課）、高松市消防局、県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課、水道局）
--------	--

1 気象観測施設等

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

2 水防施設等

町及び県は、重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

3 消防施設等

- (1) 町及び高松市消防局は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 町及び高松市消防局は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

4 通信施設等

- (1) 町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町・県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図る。
 - ④ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

- ⑤ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ⑥ 災害時に有効な、携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ⑦ 地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- (2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

5 その他施設等

- (1) 町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。
- (2) 町及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- (3) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【資料 2-15-1 雨量観測所】

【資料 2-15-2 水位観測所】

【資料 2-15-3 水防倉庫等一覧】

【資料 2-15-4 消防団現勢】

【資料 2-15-5 消防水利の現況】

【資料 2-15-6 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図】

【資料 2-15-7 町防災無線通信施設】

第16節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互の連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 職員の体制

町、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要な不可欠な職員については、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。
- (2) 町は、近隣市町及び県内市町と消防の応援協定を締結し、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (3) 町は、災害時に県や防災関係機関等への応援要請、自衛隊への通知等が迅速に行えるよう、あらかじめ関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するため要請の手順、要請の内容、受入れ方法等の体制を整備する。

3 防災中枢機能等の確保、充実

町、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

【資料2-16-1 香川県消防相互応援協定】

【資料2-16-2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2-16-3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【資料2-16-4 応援協定】

第 17 節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	町（健康福祉課）、県（医務国保課、薬務感染症対策課）
--------	----------------------------

1 初期医療体制の整備

- (1) 町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備する。
- (3) 町は、町域において災害時に上記(1)、(2)が十分効力を発するよう町医療救護計画を別に定めるものとする。

【高松地区のDMAT指定病院】

番号	施設名	病床数	チーム数	所在地	電話番号
1	香川大学医学部附属病院	613	2	三木町池戸 1750-1	087-898-5111
2	県立中央病院	631	1	高松市番町 5-4-16	087-835-2222
3	高松赤十字病院	589	3	高松市番町 4-1-3	087-831-7101

チーム数は（医師、看護師、事務調整員）5人で1チーム

2 後方医療体制等の整備

- (1) 町及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を收容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【高松地区の広域救護病院】

番号	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	高松医療センター	320	1	高松市新田町乙 8	087-841-2146
2	国立療養所大島青松園	310	1	高松市庵治町 6034-1	087-871-3131
3	香川大学医学部附属病院	613	3	三木町池戸 1750-1	087-898-5111
4	県立中央病院	631	3	高松市番町 5-4-16	087-835-2222
5	県立がん検診センター	0	1	高松市郷東町 587-1	087-881-5601
6	かかわ総合リハビリテーション病院	117	1	高松市田村町 1114	087-867-6008
7	高松市民病院	417	3	高松市宮脇町 2-36-1	087-834-2181

8	塩江病院	87	1	高松市塩江町安原上東 99-1	087-893-0031
9	香川病院	126	1	高松市香川町浅野 1260	087-879-2066
10	高松赤十字病院	589	3	高松市番町 4-1-3	087-831-7101
11	香川県済生会病院	198	1	高松市多肥上町 1331-1	087-868-1551
12	屋島総合病院	310	3	高松市屋島西町 1857-1	087-841-9141
13	栗林病院	271	3	高松市栗林町 3-5-9	087-862-3171
14	国家公務員共済高松病院	179	1	高松市天神前 4-18	087-861-3261

班数は広域救護班（原則として医師 1 名、看護師 3 名、補助者 2 名）の編成数

- (2) 災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努める。

【高松・大川地区の災害拠点病院】

番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	199	さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-43-2521
2	県立中央病院	631	高松市番町 5-4-16	087-835-2222
3	高松赤十字病院	589	高松市番町 4-1-3	087-831-7101

3 医薬品等の確保

- (1) 町は、県と協力して、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制の整備を図る。
- (2) 被害の軽微な地区においては住民の献血が促進されるように、町は、広報誌、パンフレット等の配布、町のホームページの活用等により、住民に対して災害時の献血活動について普及啓発を行う。
- (3) 住民は、軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品等を準備する。

4 広域的医療体制の整備

町は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町から医療協力を得るため、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

5 ライフラインの確保

町及び県は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

【資料 2-17-1 大災害時の医療救護体制】

【資料 2-17-2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】

【資料 2-17-3 香川県医療救護計画】

【資料 2-17-4 災害時における医療救護活動に関する協定書】

第 18 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	町（総務課、土木建設課）、県（道路課、港湾課）、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	--

1 緊急輸送路の指定等

県は、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定し、その周知に努める。また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理している。

(1) 道路

- ① 第 1 次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第 2 次輸送確保路線：町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第 3 次輸送確保路線：第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路

県が指定した緊急輸送路のうち町内を通る路線は、次の通りである。

【町内の輸送確保路線】

区分	種別	路線名	区間
第 1 次	高速自動車国道	自動車専用道路（高松東道路）	三木町～さぬき市津田町鶴羽
	国道	国道 1 1 号	高松市上天神町～三木町
		国道 1 9 3 号	高松市上天神町～三木町
	県道	県道高松長尾大内線	高松市春日町～東かがわ市町田
第 2 次	県道	三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶
		三木牟礼線	三木町～高松市牟礼町
第 3 次	国道	国道 3 7 7 号	東かがわ市西山～三木町奥山

2 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

3 緊急通行車両の事前届出

町は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、町有車両については緊急通行車両の事前届出を行う。

4 臨時ヘリポート予定地

県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場は、次の通りである。

【県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	備考
三木総合 グラウンド	三木町総合運動公 園サブグラウンド	三木町上高 岡2544-3	三木町	087- 891-3300	N 34° 14' 08" E134° 08' 31"	1, 2
香川医大	香川大学医学部 陸上競技場	三木町池戸 1750-1	香川大学	087- 898-5111	N 34° 17' 21" E134° 07' 40"	2, 3

*1 高松空港特別管制区内

*2 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外

*3 臓器搬送等に係る場外

【資料 2-18-1 緊急輸送路図】

【資料 2-18-2 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

第 19 節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難所、避難路の確保、避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	町（総務課、政策情報課、健康福祉課）
--------	--------------------

1 避難所の指定、整備

(1) 避難所の指定

町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等を避難所として指定する。また、既に避難所として指定している施設についても、災害に対する安全性を確認し、危険が予想される場合には、施設の補強、避難所の見直し等必要な措置をとる。

町は、高齢者・障害者等の災害時要援護者については、身体介護等の特別な配慮が必要であり、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を福祉避難所として指定するものとする。

【資料 2-19-1 避難所一覧】

(2) 避難所の整備

町は、貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機のほか、災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備、テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等を避難所に整備する。また、避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

2 避難路の選定

町は、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルートの避難路を選定する。

3 避難勧告基準等の策定

災害時に適切な避難が行えるよう、町は、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法、誘導方法について、策定しておくものとする。また、避難所の管理運営方法については、運営マニュアル等を策定しておく。また、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）

の設定を図るものとする。

【資料2-19-2 避難勧告等発令関係】

4 避難に関する広報

町は、避難所、避難路、避難方法、避難勧告又は指示及び避難準備情報の意味合い等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、町のホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告又は指示及び避難準備情報については、避難情報伝達システム及び三木町防災メールによるメール配信並びに防災行政無線と連動した三木町防災ラジオによる放送を重要な伝達手段と位置づけ、住民に対しては事前にメール配信希望の登録及び三木町防災ラジオの購入を積極的に呼びかけるものとする。

さらに、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

5 避難計画の策定

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成する。

当該避難計画には、町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定める。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

6 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

7 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、町は、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

8 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備する。

9 土砂災害対策

町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらに事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

10 河川災害対策

浸水想定区域内にあり、地域防災計画に名称等を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下空間等の特性を踏まえて洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、公表し、災害時の避難に万全を期するものとする。

11 孤立地域への対応

町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

第20節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	町（総務課、上下水道課）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課、水道局）、(社)日本水道協会香川県支部
--------	--

1 食料の確保

- (1) 町は、災害時に提供可能な食料の在庫状況の確認を行うとともに、関係業界とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 町は、地震被害想定調査等に基づき、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。
- (3) 県は、米穀、乾パンについて、災害時の応急売却等に関して、香川農政事務所と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 町及び県は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 町は、災害時に提供可能な飲料水の在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 町は、地震被害想定調査等に基づき、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

3 生活物資の確保

- (1) 町は、地震被害想定調査等に基づき、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。
- (2) 町は、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

4 住民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を災害時に備え準備するように努める。また、避難するときを持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 住民に対する普及啓発

町は、広報誌、パンフレット等の配布、町のホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

町は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定する。

第 2 1 節 文教災害予防計画

学校等の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、文教施設及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	町（教育総務課、生涯学習課）、県（総務学事課、教育委員会）、学校
--------	----------------------------------

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて教職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図る。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、必要な防災教育を行う。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法について、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

町及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

町及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

【資料 2-2 1-1 町内の文化財】

第 2 2 節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	町（健康福祉課）、社会福祉協議会、県（県民活動・男女共同参画課、危機管理課）、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 協力体制の確立

町は、香川県災害ボランティア協議会、香川県社会福祉協議会、県、日本赤十字社香川県支部と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 町は、県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 町は、香川県災害ボランティア協議会との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、電話等通信機器の整備等について検討する。

3 ボランティアの登録等

町は、日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協議する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第23節 災害時要援護者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、災害時要援護者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	町（総務課、住民生活課、健康福祉課）、県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、観光振興課、東讃保健福祉事務所、精神保健福祉センター）、社会福祉施設等の管理者
--------	---

1 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設等の管理者は、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を確保しておく。
- (4) 施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制の整備に努める。
- (5) 災害時要援護者からの情報提供
高齢者、障害者等で避難に支援が必要となる者は、町、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 在宅の災害時要援護者の対策

- (1) 町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、災害時要援護者の状況を把握するとともに、要援護者台帳を作成し、地域住民と協力して、支援者の選定など支援計画の策定を進め、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。
- (2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる避難所、大きな字で見やすい標識版等の災害時要援護者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 町は、難病患者への対応のため、保健福祉事務所との連携を図る。

3 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の

把握に努めるとともに、避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。

(2) 町は、県と協力して、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 町は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に関する県、関係機関の連絡先を把握しておく。

4 旅行者等の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 災害時要援護者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第 2 4 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関
--------	---

1 総合訓練

町は、大規模な災害を想定して、県、防災関係機関、住民、自主防災組織その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助
- ・ 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・ 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- ・ 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

町は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。

3 図上訓練

町及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

町は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定し訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、災害時要援護者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 町は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 町は、土石流危険渓流等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の確立を図るとともに避難訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

町は、近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、防災関係機関及び地域住民と一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、災害時要援護者の安全確認・避難誘導等の訓練を行う。

第25節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して防災研修を行うとともに、住民に対しても防災知識等の普及に努める。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	町（総務課、政策情報課、教育総務課）、県（危機管理課、河川砂防課、教育委員会）、防災関係機関
--------	--

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の災害時要援護者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは町、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町は、住民に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

町は、災害時における適正な判断力等を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、次に掲げる事項について防災研修を行う。

- ・ 災害に関する基礎知識、町域における災害発生状況
- ・ 地域防災計画等の概要
- ・ 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

町は、広報誌、パンフレット等の配布、町のホームページの活用、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。なお、普及啓発に当たっては、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 注意報・警報発表時にとるべき行動
- ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識

- ・ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ・ 避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 3日分程度の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- ・ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保
- ・ 被災体験の伝承
 - 被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ホームルーム活動や学校行事等教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 事業所における防災の促進

町及び県は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取り組みに資する情報提供等を進める。

また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

7 災害情報の提供等

町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知する。

県は、町の上記施策の実施を支援する。

第26節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の防災活動が極めて重要となるので、住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

- ・ 住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- ・ 町は、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、県の協力により、自主防災組織のリーダーの研修に努める。
- ・ 町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行う。県は、町が行なう助成について、支援する。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

- ・ 既存の町内会、自治会等をはじめ各種防火団体、婦人団体、青年団体等を活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

1) 平常時の活動

- ・ 平常時の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及
 - ①災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ②災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等の確認
 - ③避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
 - ④災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - ⑤地域の災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - ⑥災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準の作成及び周知
 - ⑦地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等

の実施

- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握

2) 災害時の活動

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

第 2 7 節 愛玩動物の保護計画

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。

主な実施機関	町（総務課、環境保全課）、県（生活衛生課、畜産課）、香川県獣医師会、動物愛護団体
--------	--

1 愛玩動物避難・逸走防止対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 避難所における動物の適正飼養対策

町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物（以下「愛玩動物」という。）の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対する動物援護の情報提供、被災動物の保護体制等を整備する。

町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。

また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対しての相互理解を深めるよう努める。

3 被災動物愛護活動

県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。

また、町は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

主な実施機関	町（各班）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 町の活動組織

(1) 防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

(2) 災害対策本部

災害対策本部の設置

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

【設置基準】

- 1 香川県全域もしくは香川県の東讃に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 町内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ・ 大規模な火災又は爆発
 - ・ 災害を誘発する物質の大量流出
 - ・ 大規模な列車、航空機等の事故
 - ・ その他重大な事故
- 3 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、町庁舎3階302会議室に設置する。

災害対策本部の組織

ア 本部長

町長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 副町長
- ・ 第2順位 総務課長

イ 副本部長

副町長、教育長及び消防団長を副本部長とし、本部長を補佐する。

所管する課・局・室を持たない参事がいるときは、その者は副本部長の職務にあたるものとし、本部長に事故あるときの代行順位は第2順位とする。

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、会計管理者、各課長及び議会事務局長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- a 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務班とする。
- b 事務局長は総務課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

カ 班

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班（総務班、住民班、作業班、文教班、消防班）を置く。総務課長を除く各課・局・室長は自らの所管する課・局・室の属する班の班長となり、会計管理者は総務班の班長となる。また、消防班の班長は消防団副団長とする。
- b 各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。

キ 出張所

各出張所は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、総務課長の指示に従い、災害応急対策に従事する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置及び解散の通知等

災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知するものとする。

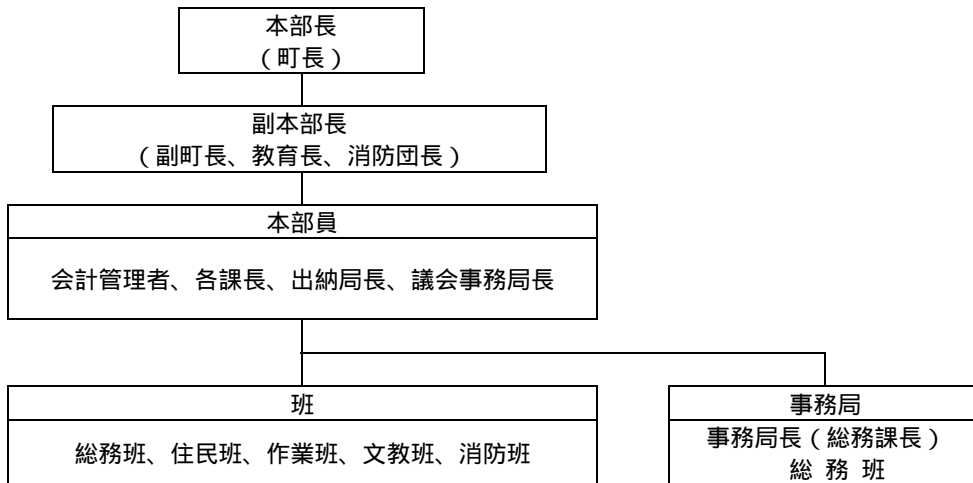
県との連携

県の災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

災害対策本部の解散

本部長は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【三木町災害対策本部組織図】



【別表1 三木町災害対策本部各部各班の分掌事務】

班	担当課	分掌事務
総務班 (事務局)	総務課	本部の庶務に関する事。 本部会議、その他関係機関との連絡に関する事。
	政策情報課 議会事務局 出納室	警報の伝達及び災害広報に関する事。 災害情報及び被害情報の収集、集計、報告に関する事。 防災情報システムの管理に関する事。 避難所の開設に関する事。 職員の動員に関する事。 関係機関に対する協力及び応援要請に関する事。 自衛隊の派遣要請に関する事。 食料、物資、医薬品、燃料等の調達に関する事。 その他他班に属さない事項
住民班	税務課 住民生活課 健康福祉課	社会福祉施設・児童福祉施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 被害者の応援援助に関する事。 医療、助産に関する事。 避難所の管理運営及び連絡調整に関する事。 防疫その他保健衛生に関する事。 被災納税者の調査、減免等に関する事。 り災証明に関する事。 義援金の受入に関する事。 その他民生、厚生に関する事。
作業班	環境保全課 土木建設課 産業振興課 上下水道課	公共土木施設、農業用施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 建築物の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 農地、農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 商工に関する応急対策及び復旧対策等に関する事。 上下水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 避難所開設時の物資等の搬送に関する事。 清掃その他環境保全に関する事。 応急仮設住宅の建設等に関する事。
文教班	教育総務課 生涯学習課	教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 児童、生徒等の避難に関する事。 災害時の応急教育及び給食に関する事。 社会教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関する事。 文化財の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。
消防班	消防団 (水防団)	消防、水防その他の防災活動に関する事。 人命の保護及び救助に関する事。

本表に記載のない事項については、その都度、本部長が定める。

(3) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立する。

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害の場合】

区分	配備基準	配備内容
第 1 次配備	1.大雨・台風期において、大雨、洪水注意報の 1 つ以上が本町を含む地域に発令されたとき。 2.その他必要により本部長（町長）が指令したとき。	情報連絡活動を主とし、状況により、第 2 次配備に円滑に移行し得る態勢で、人員は総務課の最小限度とする。
第 2 次配備 水防本部設置	1.大雨・台風期において大雨、洪水、暴風の警報の 1 つ以上が本町を含む地域に発令されたとき。 2.その他必要により本部長（町長）が指令したとき。	事態の推移に伴い速やかに、第 3 次配備に切り替え得る態勢で、人員は総務班、作業班を中心に職員の 5 分の 1 程度とする。 第 2 次配備以外の職員は、自宅待機とする。
第 3 次配備 災害対策本部へ移行する場合がある。	1.町全域にわたって水害が発生すると予想されるとき。 2.その他必要により本部長（町長）が指令したとき。	全職員

平成 22 年 5 月 27 日（予定）に気象予警報の発表基準等が変更されたときから、「本町を含む地域」とあるのは「本町」と読み替えるものとする。

【その他の災害の場合】

区分	配備基準	配備内容
第 1 次配備	・林野火災が発生したとき。 ・油等流出事故が発生したとき。 ・その他小規模な事故が発生し、町長が指令したとき。	情報連絡活動を主とし、状況により第 2 次配備に移行可能な態勢 総務課長以下数名程度
第 2 次配備	・大規模な火災又は爆発が発生したとき。 ・災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき。 ・大規模な列車、航空機、船舶等の事故が	事態の推移に伴い速やかに第 3 次配備に切り替え可能な態勢

	発生したとき。	
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき。 ・通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。 	全職員配備

(2) 動員体制の確立

各所属長は、各所属の動員計画を事前に作成し、職員に周知しておく。

各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。

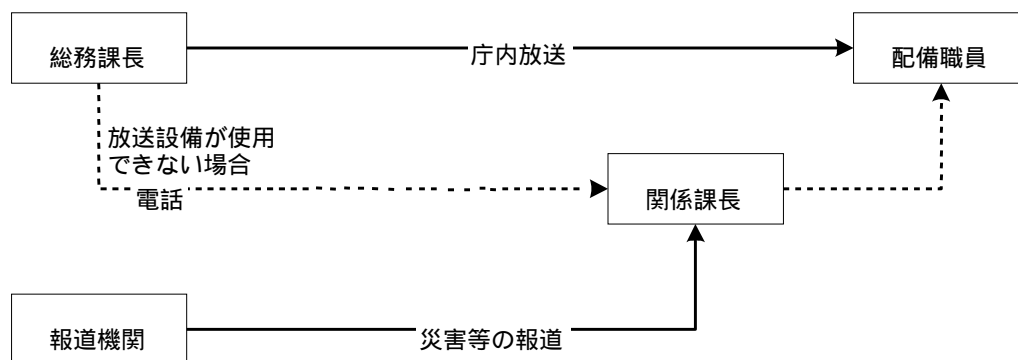
各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

勤務時間内における動員

総務課長は、大雨、洪水の注意報若しくは大雨、洪水、暴風の警報が発表されたとき、又は災害が発生したとき、庁内放送等により、当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により関係所属長に伝達する。

関係所属長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。



【勤務時間内における動員伝達】

勤務時間外における動員

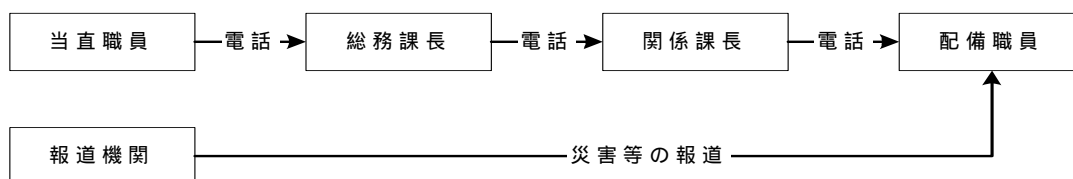
ア 大雨、洪水の注意報若しくは大雨、洪水、暴風の警報が発表された場合、又は災害に関する情報を覚知した場合は、当直職員から直ちに総務課長へ、総務課長から関係所属長へ電話等で伝達する。

イ 関係所属長は、総務課長からの情報又は報道機関等からの情報に基づき、事前に指定した職員を配備する。

ウ 事前に指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害等の発生を知ったときは、自主的に参集する。

エ 参集場所は、原則として各自の勤務場所とする。ただし、被害状況等により勤

務場所に参加できない職員は、最寄りの出先機関に参加し、災害応急対策に従事するとともに、各自の所属に当該参加場所を連絡する。



【勤務時間外における動員伝達】

参加状況報告

動員を行った場合、各所属長は、毎日、職員の参加状況（所管の出先機関の参加状況を含む。）を速やかに把握し、事務局長（総務課長）に登庁人員及び動員可能人員を報告する。

各班の動員要請

ア 災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。

イ 各所属長は、応援を要する場合には、事務局長（総務課長）を通じて、本部長（町長）に応援を要請する。

ウ 応援要請を受けた本部長（町長）は、動員可能人員の状況により動員数を調整し、応援側班及び受援側班に伝達する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

【資料 3 - 1 - 1 三木町防災会議条例】

【資料 3 - 1 - 2 三木町災害対策本部条例】

第2節 広域的応援計画

災害時において、町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	町（総務班） 県（危機管理課） 防災関係機関
--------	------------------------

1 町の応援要請等

本部長（町長）は、県その他市町等に応援を要請する必要があるときは、直ちに本部会議を招集、協議の上、本部長が要請の決定をする。ただし、会議を招集するいとまがない場合は、本部長が単独で決定することができる。

（1）他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

（2）県に対する応援要請等

町は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を要請、又は応急措置の実施を要請する。

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（3）指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

（4）民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

3 応援受入体制の確保

応援等を要請した町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。

4 他市町、他都道府県等への応援

町は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	町（総務班） 県（危機管理課） 自衛隊
--------	---------------------

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき実施される。

(1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合は、町は、県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。

(2) 町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

災害の状況及び派遣を要請する事由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部	N T T	TEL 0877 - 62 - 2311	FAX 0877 - 62 - 2311 (内線切替)
	防災行政無線	TEL 466 - 503	FAX 466 - 581

2 自衛隊の自主派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

その他災害に際し、上記 から に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

- (1) 町は、派遣部隊を受け入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

派遣部隊との連絡員を指名する。

到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。

派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなると認められた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次の通りである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

主な実施機関	町（総務班） 県（危機管理課、河川砂防課） 高松地方気象台
--------	-------------------------------

1 気象予警報等

(1) 高松地方気象台は、気象現象等により災害の発生が予想される場合は、気象業務法に基づき、注意報、警報を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

なお、高松気象台から一般及び水防活動に供するため、県域（「香川県」及び「高松地域」、「小豆」、「東讃」、「中讃」、「西讃」）に発表される気象予警報等の種類及び基準は次のとおりである。

平成22年5月27日（予定）から、気象予警報の発表基準等が変更されることに伴い、同日以降、「県域（「香川県」及び「高松地域」、「小豆」、「東讃」、「中讃」、「西讃」）」とあるのは「県内各市町ごと」と読み替えるものとし、以下の から の発表基準等に係る変更があった際は、変更後の発表基準等を適用する。

注意報

気象現象等により、被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

【注意報の発表基準】

種 類		発 表 基 準
一般の 利用に 適合する もの	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上かつ総雨量が80mm以上あるいは3時間雨量が70mm以上になると予想される場合 土壌雨量指数が96以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間降雪の深さが10cm以上になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官署において最小湿度が 35%以下で、実効湿度が 60%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害がおこるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが 20 cm以上あり、降雪の深さが 30 cm以上になると予想される場合 積雪の深さが 50 cm以上あり、気象官署における最高気温が 8 以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20 cm以上あり、気温が - 1 から 2 になると予想される場合
	霜注意報	晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が 3 以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官署において最低気温が - 4 以下になると予想される場合
	地面現象注意報	地面現象注意報*1 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

種 類		発 表 基 準	
一般の 利用に 適合する もの	高潮注意報	高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇について、注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>三本松港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上 1.4m 以上になると予想される場合</p> <p>高松港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上 1.6m 以上になると予想される場合</p> <p>観音寺港 潮位が東京湾平均海面（T.P）上 2.3m 以上になると予想される場合</p>
	波浪注意報	波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合</p>
	浸水注意報	浸水注意報 *1	<p>浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>
	洪水注意報	洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>1 時間雨量が 30 mm 以上かつ総雨量が 80 mm 以上あるいは 3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合</p> <p>流域雨量指数が新川流域あるいは鴨部川流域で 6 以上になると予想される場合</p>
*2 水防活動の 利用に 適合する もの	水防活動 用 気象注意 報	大雨注意報	<p>一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。</p>
	水防活動 用 高潮注意 報	高潮注意報	<p>一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。</p>
	水防活動 用洪水注 意報	洪水注意報	<p>一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。</p>

警報

気象現象等により、重大な被害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。大雨警報発表中、重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、重要変更として大雨警報を切り替えて発表し、見出しや本文の中で、「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている」という表現を用いて、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかける。

【警報の発表基準】

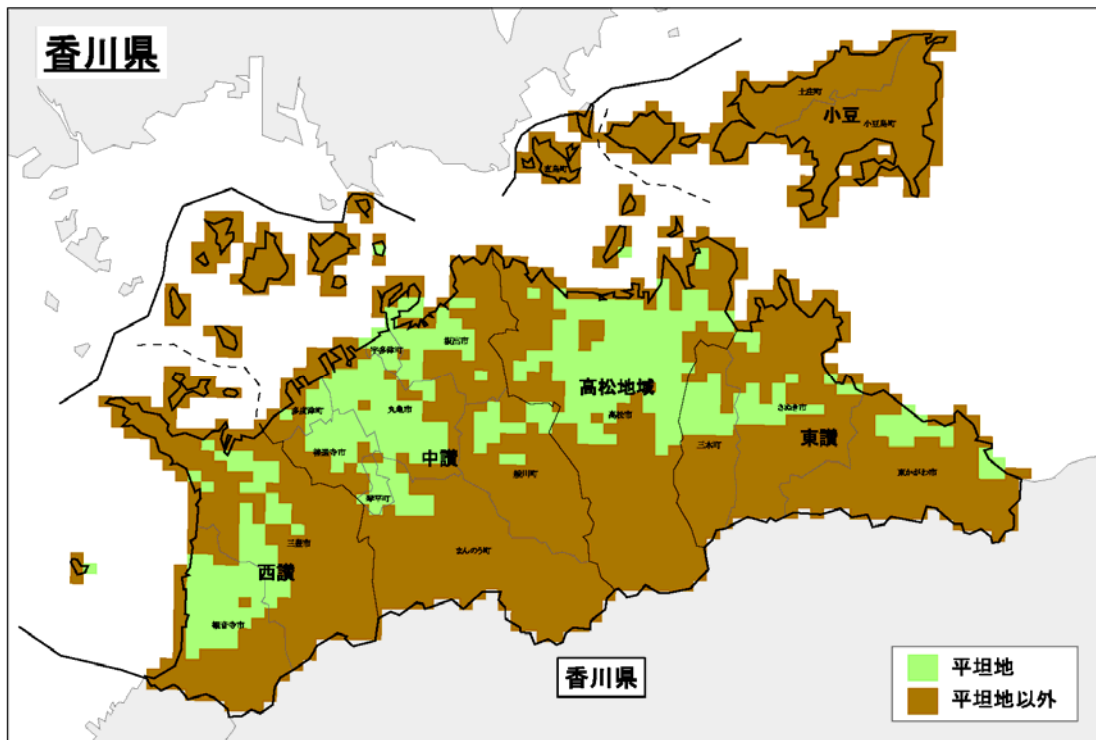
種 類		発 表 基 準
一般の 利用に 適合す るもの	気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
		暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
		大雨警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 平坦地で 3 時間雨量が 100mm 以上になると予想される場合 平坦地以外で 3 時間雨量が 110mm 以上になると予想される場合 土壌雨量指数が 120 以上になると予想される場合
		大雪警報 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 30 cm 以上になると予想される場合
	地面現象警報 *1	大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起きるおそれがあると予想される場合
高潮警報	高潮警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 三本松港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上 1.7m 以上になると予想される場合 高松港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上 1.9m 以上になると予想される場合 観音寺港 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上 2.6m 以上になると予想される場合	

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	波浪警 報	波浪警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される 場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が2.5m以上になると予想される場合
	浸水警 報	浸水警 報*1	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警 報	洪水警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具 体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 平坦地で3時間雨量が100mm以上になると予想される場合 平坦地以外で3時間雨量が110mm以上になると予想される場合 流域雨量指数が新川流域で11以上あるいは鴨部川流域で12以上にな ると予想される場合
2 水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水防活 動用気 象警報	大雨警 報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活 動用高 潮警報	高潮警 報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
	水防活 動用洪 水警報	洪水警 報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件の関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

- 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 *1印は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
*2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報をもって代え、水防活動用の語は用いない。
- 4 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。
- 5 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数である。
- 6 平坦地とは概ね傾斜が30/1000以下で都市化率が25/100以上の地域である。

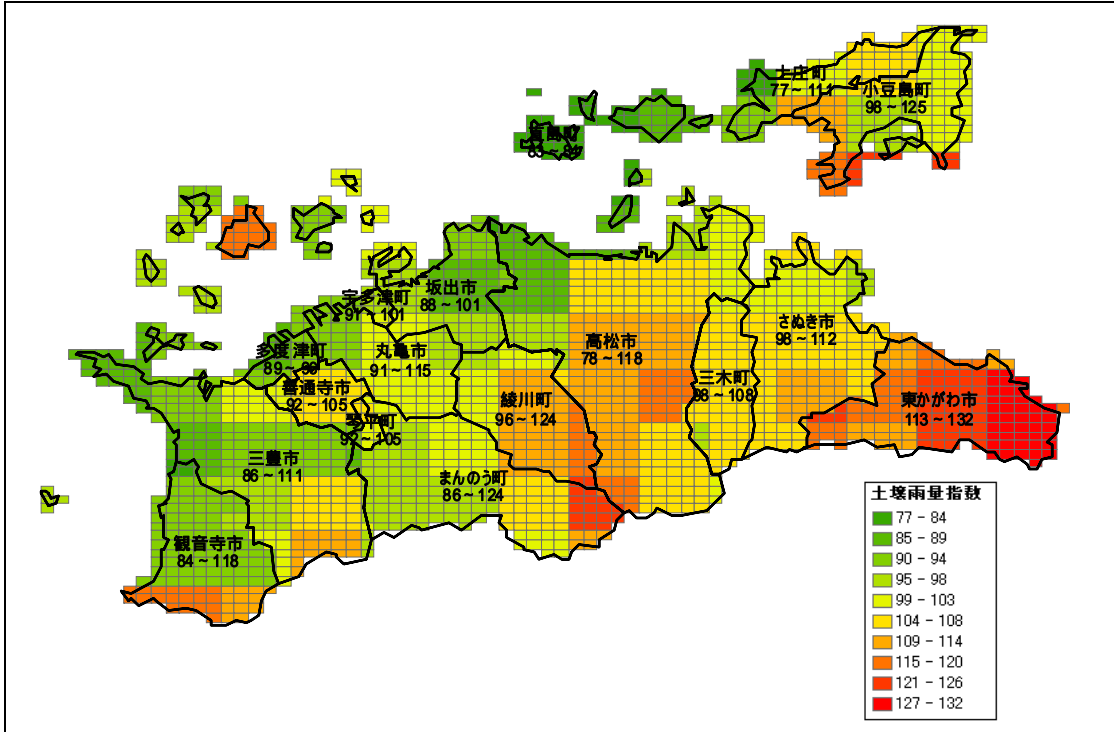
【平坦地と平坦地以外の区域図】



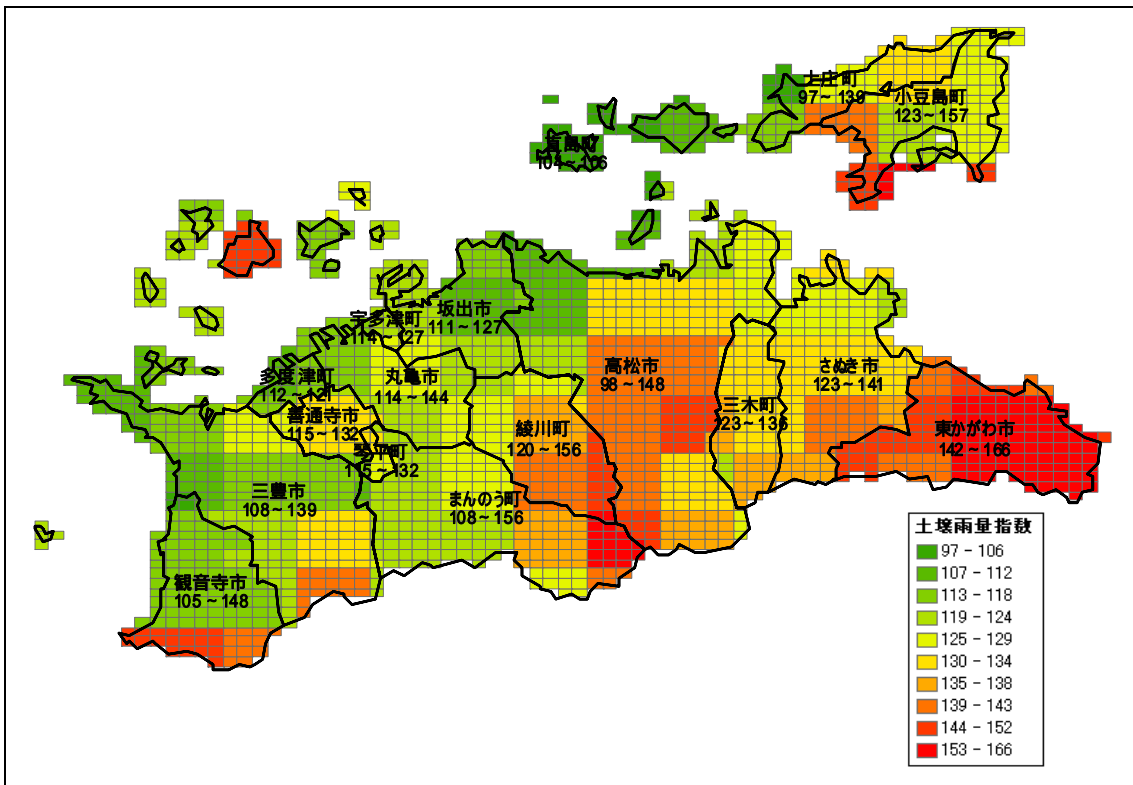
平坦地：概ね傾斜が30 / 1000以下で都市化率が25 / 100以上の地域

【土壌雨量指数基準 (1 km 格子)】

(大雨注意報基準)



(大雨警報基準)



注意報、警報の区域細分

注意報、警報については、「香川県」及び「高松地域」・「小豆」・「東讃」・「中讃」・「西讃」に細分して発表する。

香川県	高松地域	高松市、香川郡
	小豆	小豆郡
	東讃	さぬき市、東かがわ市、木田郡
	中讃	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
	西讃	観音寺市、三豊市

【注意報及び警報の区域細分図】



気象情報

気象情報は、気象注意報・警報の発表前に、防災関係機関等が防災対策を講じるうえで時間的余裕を持って発表する予告的情報と、注意報・警報を発表後に実況などを含めて防災上必要な事項を補完する情報がある。台風情報、大雨情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報などの種類がある。

記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中に記録的な1時間雨量（90mm以上）が観測された場合又は解析（解析雨量）した場合に発表する。

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。

(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、高松地方気象台と県が共同で作成発表する。

高松地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、5kmメッシュごとに設定された区域が監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合に、市町の防災活動や市民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町単位で発表する。

土砂災害警戒情報の伝達

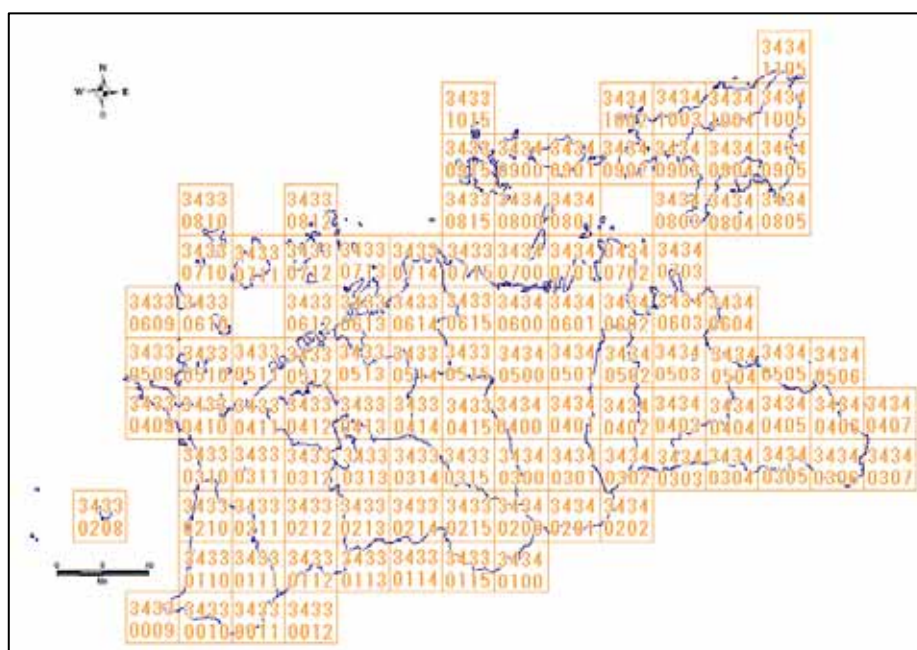
土砂災害警戒情報を発表した際には、気象注意報・警報等の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町等へ伝達する。

利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。

また、町長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

【土砂災害警戒情報対象範囲(5km×5km格子)】



【土砂災害警報監視基準（60分間積算雨量、土壌雨量指数）】

各格子監視基準（各60分間積算雨量値に対する土壌雨量指数値）

格子番号	34331015	34340100	34340200	34340300	34340400	34340500	34340600	34340700	34340800	34340900	34340201	34340301	34340401	34340501	34340601	34340701	34340801	34340901	34340202	34340302	34340402	34340502	34340602	34340702	34340802	34340902
0	195	234	261	283	281	283	268	218	209	194	273	266	292	280	263	242	247	224	257	272	262	266	256	255	235	199
1	195	234	261	283	281	283	268	218	209	194	273	266	292	280	263	242	247	224	257	272	262	266	256	255	235	199
2	195	234	261	283	281	283	268	218	209	194	273	266	292	280	263	242	247	224	257	272	262	266	256	255	235	199
3	195	234	261	283	281	283	268	218	209	194	273	266	292	280	263	242	247	224	257	272	262	266	256	255	235	199
4	195	234	261	283	281	283	268	218	209	194	273	266	292	280	263	242	247	224	257	272	262	266	256	255	235	199
5	195	234	261	283	281	283	268	218	209	194	273	266	292	280	263	242	247	224	257	272	262	266	256	255	235	199
6	195	234	260	283	281	283	268	218	207	192	272	266	292	280	263	242	247	223	257	271	262	266	256	255	235	198
7	194	234	258	283	281	283	268	218	206	190	271	266	292	280	263	242	247	223	257	269	262	266	256	255	235	197
8	193	234	257	283	281	283	268	217	205	189	270	266	292	280	263	242	246	222	257	268	262	266	256	255	235	196
9	192	233	255	283	281	283	268	217	203	187	268	265	292	280	263	241	246	221	257	267	262	266	256	254	234	195
10	191	233	253	283	281	283	268	216	201	185	267	265	292	280	263	241	245	220	257	267	262	266	256	254	234	194
11	189	232	251	282	281	283	268	214	200	183	265	264	292	280	262	240	244	219	256	263	261	266	256	253	233	192
12	188	231	249	282	281	283	268	213	198	180	264	263	292	280	262	239	242	217	256	261	260	266	254	252	231	191
13	186	230	247	281	280	283	267	212	196	177	262	263	292	280	261	237	242	215	255	258	259	266	253	251	230	189
14	185	229	244	280	280	283	267	210	193	174	260	262	292	280	260	236	240	213	255	256	258	265	252	250	228	187
15	183	228	242	280	280	283	267	208	191	171	258	261	291	279	259	234	238	211	254	254	257	265	251	248	226	184
16	181	227	240	279	280	282	266	206	189	168	256	260	291	278	257	232	236	208	253	251	256	264	249	246	223	182
17	179	226	238	278	280	282	265	203	186	163	255	256	290	277	255	230	234	205	253	249	255	263	247	244	220	179
18	177	224	236	277	279	281	264	201	184	161	252	257	290	276	254	227	231	202	245	246	263	262	245	242	217	177
19	175	223	234	277	279	280	262	198	182	159	251	256	290	275	251	224	229	198	251	243	251	260	243	239	214	174
20	173	221	232	276	278	280	261	196	185	156	249	251	289	271	250	221	225	194	250	240	249	249	240	236	210	171
21	170	220	230	275	277	278	259	192	177	152	247	253	287	271	246	218	222	191	250	238	247	257	237	233	206	168
22	168	218	229	273	276	277	256	189	174	149	246	251	286	268	243	215	219	187	249	235	245	255	234	229	201	165
23	166	216	227	275	275	276	254	186	172	144	244	249	285	266	238	211	215	182	246	232	242	253	231	225	196	163
24	163	214	226	270	273	273	251	182	170	143	242	247	283	263	235	207	211	178	247	228	239	250	227	221	190	160
25	161	212	224	268	271	271	247	179	167	140	240	245	281	259	231	203	207	174	245	225	236	247	223	216	184	157
26	158	210	223	265	268	268	243	176	165	137	243	238	278	255	227	199	203	170	243	222	233	243	219	210	181	154
27	155	208	222	264	267	265	239	172	162	133	236	240	276	251	222	194	199	166	243	218	228	238	215	206	171	151
28	153	206	220	261	264	261	234	169	160	130	234	237	273	246	216	190	195	162	241	215	224	233	210	200	164	148
29	150	203	219	258	261	257	228	166	157	127	232	234	269	240	211	185	191	158	240	211	219	226	205	194	158	145
30	147	200	217	257	260	257	223	163	155	126	230	233	263	235	207	183	197	157	238	207	213	223	203	193	157	143
31	144	197	215	249	253	245	217	160	152	119	227	227	261	226	199	177	183	149	236	203	208	210	195	183	145	138
32	140	193	212	244	249	236	210	156	149	115	225	223	256	218	184	172	180	145	234	199	200	200	190	178	138	134
33	137	189	210	244	244	234	204	153	146	112	222	217	251	210	188	168	172	142	231	194	185	186	172	162	126	128
34	133	184	207	232	239	220	198	150	143	105	219	214	240	202	183	163	173	136	229	190	188	181	181	168	128	126
35	130	179	204	225	233	210	193	147	140	98	216	209	238	193	178	159	170	130	226	186	181	172	176	163	119	120
36	126	176	201	221	220	200	197	144	138	91	212	204	236	194	167	157	167	127	223	184	177	171	171	161	111	114
37	121	166	196	211	222	192	182	141	132	82	208	199	222	178	168	149	164	118	219	177	166	157	166	154	103	106
38	117	158	191	203	216	186	178	136	127	80	204	193	213	171	164	145	160	111	216	172	169	150	162	150	100	95
39	112	148	186	200	210	173	134	131	121	81	201	187	203	165	149	139	143	107	212	167	161	143	147	137	100	90
40	106	139	179	189	204	172	169	131	115	80	196	181	193	158	155	134	153	100	208	161	143	137	152	140	100	80
41	100	128	171	182	199	167	164	127	106	80	191	174	183	152	151	128	150	100	204	156	135	130	147	135	100	80
42	93	114	162	175	184	156	160	122	94	80	186	168	172	145	147	121	146	100	189	150	136	123	141	130	100	80
43	85	100	149	168	188	157	158	117	90	80	180	158	162	138	143	112	141	100	194	143	116	116	136	124	100	80
44	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
45	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
46	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
47	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
48	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
49	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
50	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
51	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
52	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
53	80	100	130	161	183	152	151	110	90	80	175	149	151	131	139	101	136	100	189	136	110	110	129	117	100	80
54	80	100																								

(3) 町は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所の巡視等を行い、情報を収集する。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報し、知事は速やかに町長に通報する。

(2) 火災気象通報の基準

次のいずれかの条件に該当する場合に、通報する。

実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下及び最大風速 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。)

(3) 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。

(4) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した県が管理する河川について、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

(5) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した県が管理する河川について、避難判断水位(特別警戒水位)を定め、水位がこれに達した時は、その旨を水位を示して関係水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。

3 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察等に通報しなければならない。通報を受けた警察等は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県(危機管理課)、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
竜巻、強いひょうがあったとき。

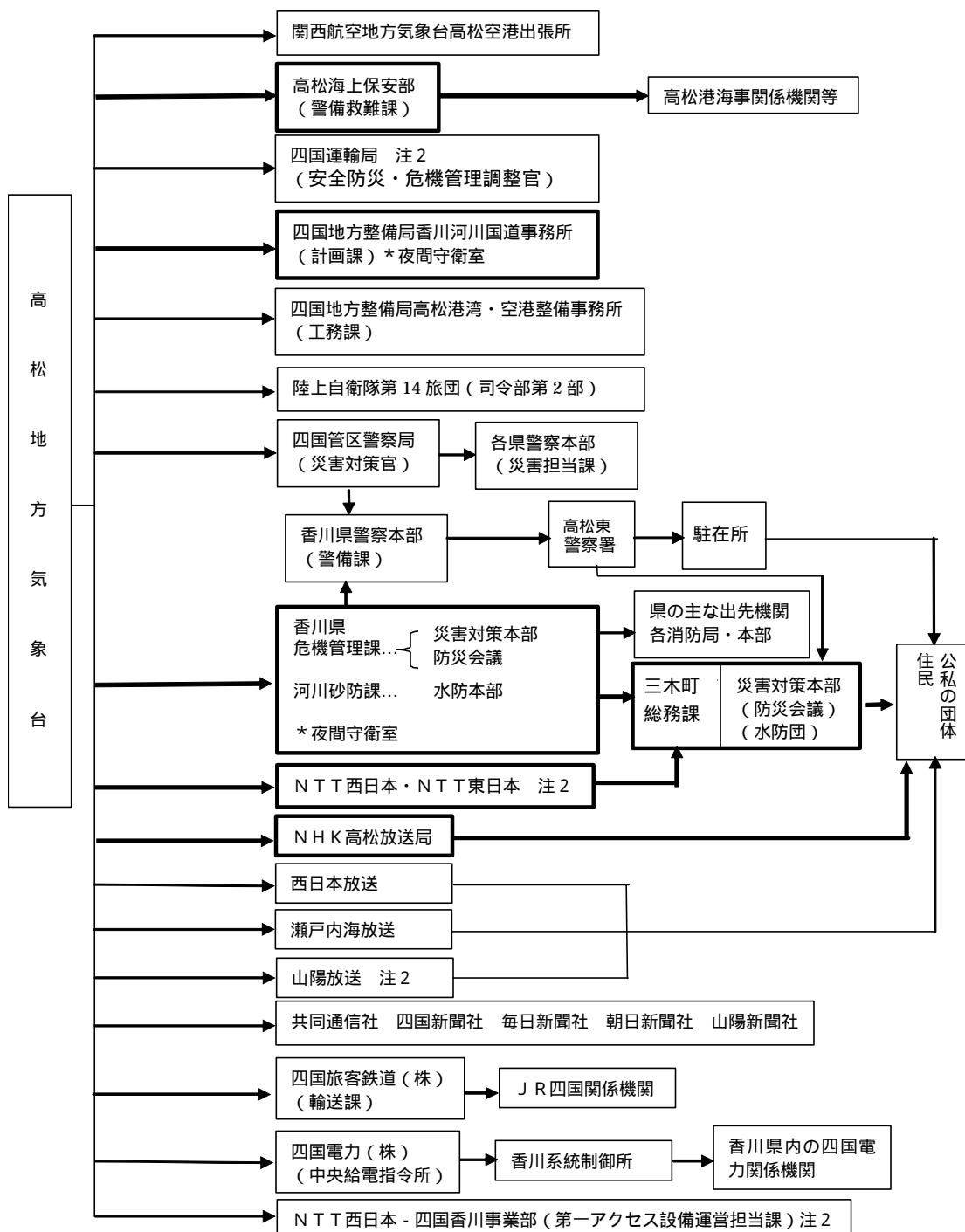
異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。

土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

【資料3 - 4 - 1 防災行政無線による気象情報等伝達系統】

【資料2 - 1 5 - 1 雨量観測所】 【資料2 - 1 5 - 2 水位観測所】

【気象注意報、警報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 四国運輸局、NTT西日本・NTT東日本、NTT西日本 - 四国香川事業部、山陽放送は警報の発表及び解除だけを通知する。

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達する。

主な実施機関	町（各班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	-----------------------

1 情報の収集伝達

（1）被害規模の早期把握のための活動

町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、高松市消防局から119番通報の殺到状況等の情報を収集する。

町は、出張所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

（2）災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

- ・ 県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。
- ・ 震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。
- ・ 高松市消防局は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（3）一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。

町は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

（4）被害状況等情報収集の分担

町内の被害状況等の調査にあたっては、各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各班の情報収集担当表】

班	担当課	収集する情報	主な協力団体
総務班	総務課	気象情報、地震情報等 消防・水防活動の状況 人員、資機材の状況 県等への応援要請 被害状況調査のとりまとめ	高松市消防局 高松東警察署 四国電力 土木事務所 NTT西日本 LPガス取扱機関
	政策情報課	各種システムの被害状況	
	議会事務局	(他課の応援)	
	出納室	(他課の応援)	
住民班	住民生活課	避難状況 災害救助法の適用 保育所の被害状況 住民からの問合せ等の窓口対応	保育所 民生児童委員
	税務課	被災世帯の調査	
	健康福祉課	社会福祉施設等の被害状況 ボランティアの活動状況 防疫・保健衛生の状況 医薬品・血液の需要状況 医療施設の被害状況	社会福祉施設管理者 社会福祉協議会 医師会 医療機関
作業班	環境保全課	廃棄物処理の状況 廃棄物処理施設の被害状況	
	土木建設課	道路、河川等公共土木施設の被害状況 交通規制等の状況 町営住宅の被害状況 被災建築物・被災住宅の危険度判定、応急修理 応急仮設住宅	土木事務所
	産業振興課	農地・農業用施設の被害状況 農作物、家畜、山林関係の被害状況 商工観光施設の被害状況	森林組合 商工会 農業協同組合 土地改良区 農業改良普及センター
	上下水道課	飲料水の状況 上・下水道施設の被害状況	
教育班	教育委員会 教育総務課 生涯学習課	児童、生徒等の被災状況 学校施設等の被害状況 文化財の被害状況	教育施設等管理者
消防班	消防団	一般の被害状況	

(5) 災害記録の作成

町は、被害状況が確定した段階で、各班が調査した被害情報や記録写真等を災害記録として取りまとめておく。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行くことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故
危険物等に係る事故
原子力災害 等

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等

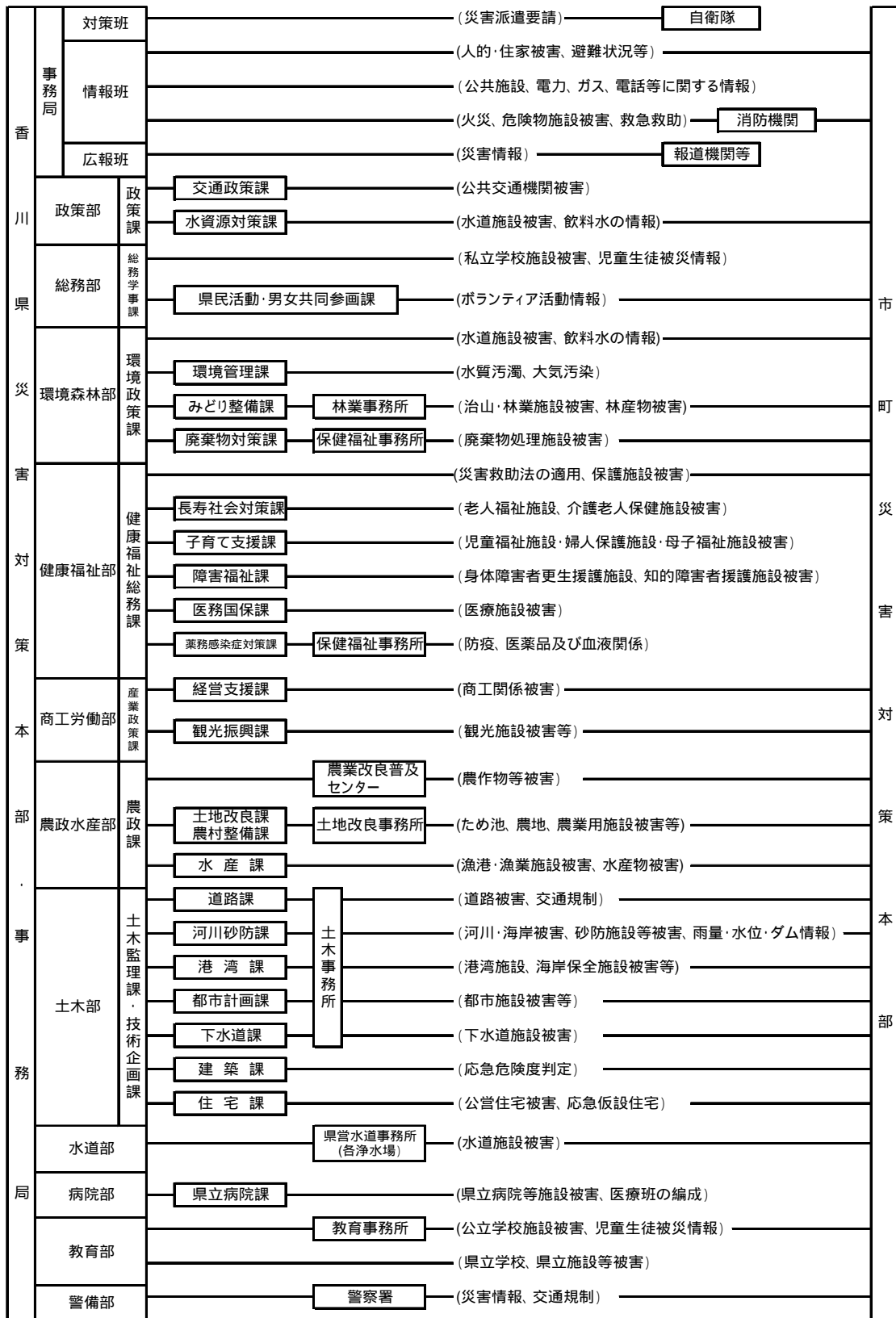
(3) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

地震が発生し、町内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:30）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	町（総務班） 県（危機管理課） 防災関係機関
--------	------------------------

1 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、町・県防災行政無線等を利用して行う。

（1）町・県防災行政無線の運用

町は、町防災行政無線の運用により災害時の状況を的確に判断するとともに、県防災行政無線を用いて防災機関との情報交換に当たる場合、他の通信手段と比較して有意義となる交信を優先するよう、努める。

（2）県防災情報システムの運用

町は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報などの災害関連情報の共有化を図る。

（3）災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ NTT 西日本に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

（4）他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

（5）非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設の利用を要請し、通信の確保を図るものとする。

なお、本町と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、通信手段を確保する。

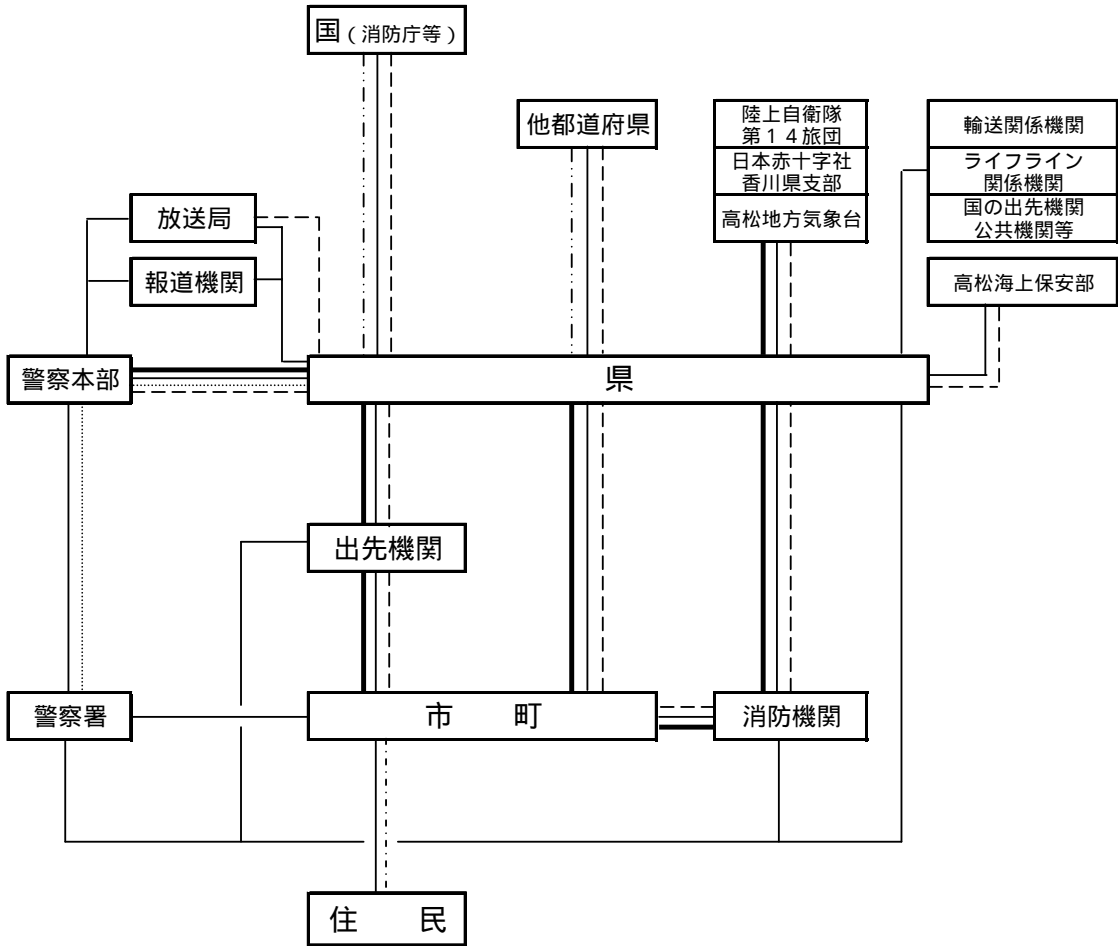
（6）アマチュア無線の活用

町は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

（7）放送の要請

町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

【災害時通信連絡系統図】



【凡 例】	
—	電話・FAX（一般のNTT回線）
- - - - -	県防災行政無線（NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線）
—	防災情報システム（パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する）
- · - · - · -	消防防災無線（消防庁等と都道府県を結ぶ回線）
·····	警察電話（警察の専用回線・無線回線）
- · - · - · -	市町防災行政無線（住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。）

【資料3 - 6 - 1 香川県地方通信ルート】

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班） 県（広聴広報課、県民活動・男女共同参画課、危機管理課） 防災関係機関
--------	---

1 被災者等への広報活動

(1) 町の広報活動

広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況
- ・ 応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 避難の勧告、避難路・避難場所の指示、避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ その他必要な事項

広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者について十分配慮する。

- ・ 町防災行政無線（屋外子局、防災ラジオ）
- ・ 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。

- ・ 広報車等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ 避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じたの連絡
- ・ 三木町防災行政メール、香川県避難情報伝達システムによるメール配信
- ・ その他

日本道路交通情報センター等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

(2) 防災関係機関の広報活動

広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 公聴活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、町庁舎、出張所等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	町（住民班） 県（健康福祉総務課）
--------	-------------------

1 適用基準

三木町における災害救助法による救助の適用基準は、町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、町の人口は28,790人（平成17年国勢調査）を基準に算定する。

(1) 住家の滅失した世帯が50世帯以上であること。

なお、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の1/3世帯とみなして換算する。以下同じ。

(2) 県下の滅失世帯が1,500世帯以上であつて、住家の滅失した世帯の数が25世帯以上であること。

(3) 県下の滅失世帯数が7,000世帯以上であつて、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

2 適用手続

(1) 町は、町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

災害発生の日時及び場所

災害の原因

災害発生時の被害状況

既にとつた措置及び今後の措置等

(2) 町の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めるときは、県は直ちに救助を実施する。県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととすることができる。この場合、町が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を町に通知する。

(3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の 3 種類の報告）を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

災害にかかった者の救出

災害にかかった住宅の応急修理

学用品の給与

埋葬

死体の捜索及び処理

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、県の『災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度』による。

特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、町は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、町の要請に基づき、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

【資料 3 - 8 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。

主な実施機関	町（住民班、消防班） 県（危機管理課） 警察、自主防災組織
--------	-------------------------------

1 町の活動

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (3) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 警察の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

3 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

第 10 節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。

主な実施機関	町（住民班）、県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局）、日本赤十字社香川県支部、医療機関
--------	---

1 現地医療体制

(1) 医療救護班の派遣

医療及び助産は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。

町は、医療救護が必要と認めたときは、協定に基づき木田郡医師会に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた木田郡医師会は医療救護班を編成し派遣するものとする。

町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。

(2) 応急救護所の設置

町は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。

医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。

- ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）
- イ 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
- ウ 救護病院等への患者搬送の支援
- エ 助産活動
- オ 死亡の確認及び死体の検案
- カ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

町は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。

救護病院は、次の活動を行う。

- ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）
- イ 重症患者の応急処置
- ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の措置
- エ 広域救護病院等への患者搬送
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

(2) 広域救護病院の医療救護

広域救護病院は、次の活動を行う。

ア トリアージ（傷病者の重症度の判定）

イ 重症患者の受入及び処置

ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置

エ 広域医療救護班の派遣

オ 県内広域医療搬送の支援 カ 死体の検案

キ 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

3 負傷者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急自動車確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

(1) 町又は医療救護班が確保した車両により搬送する。

(2) 県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。

(3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を県を通じて要請する。

4 医薬品及び救護資機材の確保

(1) 町は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。

(2) 医薬品等の不足が生じたときは、町は、県に調達又は斡旋を要請するものとする。

5 血液の確保

(1) 香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、基幹血液センターに応援を要請するものとする。

(2) 採血車が出動した場合には、住民の献血が促進されるように、町は、住民に対して献血活動の広報を行う。

【資料2 - 17 - 1 大災害時の医療救護体制】

【資料2 - 17 - 2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】

【資料2 - 17 - 3 香川県医療救護計画】

【資料2 - 17 - 4 災害時における医療救護活動に関する協定書】

【資料2 - 16 - 2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2 - 16 - 3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第 1 1 節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班） 県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、高松海上保安部、西日本高速道路(株)
--------	---

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第 1 段階

救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
後方医療機関等へ搬送する負傷者等
自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第 2 段階

上記(1)の続行
食料、水等生命の維持に必要な物資
被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第 3 段階

上記(2)の続行
災害復旧に必要な人員、物資
生活必需品

2 輸送車両等の確保

(1) 町は、自ら保有し、又は直接調達できる車両等を利用し緊急輸送を実施する。

(2) 町は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合は、県に応援を要請する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県、警察及び道路管理者と協議して選定される。
- (3) 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、(社)香川県建設業協会などの協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 輸送拠点等の確保

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、被災地の周辺に、警察等と協議のうえ、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保する。また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートを確保する。

第2章第18節 「県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場」参照

【資料2 - 18 - 1 緊急輸送路図】

第 1 2 節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班） 県（交通政策課、危機管理課、道路課、港湾課） 警察、自衛隊、四国地方整備局
--------	---

1 陸上交通の確保

（ 1 ）情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（ 2 ）道路交通規制等

警察は、地震が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

（ 3 ）車両の運転者のとるべき措置

道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

（ 4 ）緊急通行車両の確認

災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、町は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申し出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、町は、町有車両等については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。

町有車両等では不足するために、町が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 航空輸送の確保

町は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。
臨時ヘリポートは、第11節による。

町は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 災害応急対策活動

エ 火災防御活動

【資料2 - 9 - 1 異常気象時における道路通行規制基準】

【資料2 - 16 - 2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料2 - 18 - 2 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

第 1 3 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難準備情報、避難の指示又は勧告を行うとともに、避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班）、県（危機管理課）、高松市消防局、警察
--------	-------------------------------

1 避難準備情報（災害時要援護者避難情報）

- (1) 町は、災害が発生するおそれがある場合、避難勧告を発令する前段階において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を発令するものとする。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が避難準備情報を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動する。

2 避難の勧告又は指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難の勧告又は指示を行う。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
勧告	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときは立退き先を指示（町は県に報告）
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（町は県に報告）
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（町に通知）

指示	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、高潮について	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該地区を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務施行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいなくて。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)

3 避難の勧告又は指示及び避難準備情報の内容及び周知

(1) 町は、広報車、避難情報伝達システム及び三木町防災メールのメール配信並びに防災行政無線と連動した三木町防災ラジオによる放送により、次の事項を明らかにして、住民等に避難の勧告又は指示及び避難準備情報の周知を行う。また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、周知徹底を図る。なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の災害時要援護者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

避難を必要とする理由

避難の対象となる地域

避難先(場所)

避難経路

その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品など)

(2) 町は、必要に応じて避難に関するテレビ、ラジオによる放送を県に要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。

(3) 住民は、町が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動する。

4 避難誘導

町は、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を実施するものとする。

(1) できるだけ自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

(2) 高齢者、障害者、幼児など災害時要援護者を優先して避難させる。

(3) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

5 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- (2) 高齢者、障害者、幼児など災害時要援護者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会等を単位とした集団で避難するものとする。
- (3) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

6 避難所の開設

- (1) 収容施設の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な避難場所を選定し、避難所を開設する。なお、被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。
- (3) 避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。
高齢者・障害者等の災害時要援護者については、指定した福祉避難所の開設を行う。
- (4) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。
- (5) 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。

7 避難所の運営

- (1) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。
- (2) 避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- (3) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。
- (4) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や各種情報の伝達に留意する

とともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

特に、高齢者、障害者等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

- (5) 避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施する。さらに、町は、避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、高松東警察署に警察官の派遣を依頼する。
- (6) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、避難所を運営する。その際には、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。

【資料 2 - 1 9 - 1 避難所一覧】

第14節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班） 県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）
--------	---

1 食料の調達

- (1) 炊き出しその他による食品の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。

2 炊出しその他による食料の供給

(1) 対象者

災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者

ア 避難所に収容された者

イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等

災害救助法が適用されない場合の被災者

災害応急対策に従事する者

(2) 供給する食品

精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。

食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。

乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。

(3) 炊出しの実施

町は、避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。

町は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。

第15節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、飲料水及び生活用水の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班）、県（水資源対策課、環境管理課、水道局）、（社）日本水道協会香川県支部
--------	---

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源（浄水場、配水施設）から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 被災地付近の湖沼水、河川水、井戸水等を浄水器によりろ過し、飲料水等を確保する。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、浄水器により浄化し、かつ消毒する。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して基準量を定める。

3 給水の実施

- (1) 飲料水の供給は、災害救助法が適用された場合も知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、次の給水活動を行う。

飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。このとき、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得よう努める。

住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。

給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は(社)日本水道協会香川県支部に対して、資機材の提供・貸借や給水活動の応援等を要請する。

- (3) 県水道局は、次の給水活動を行う。

県営水道の施設に被害がない場合は、給水先の町の被害状況を調査して、町へ水道用水を供給する。

県営水道の浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や送水管路途中に設けた調整池等において、町又は県の給水車等へ水道用水を供給する。

必要に応じて、浄水池や調整池において、直接住民に飲料水の供給を行う。

第16節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班） 県（健康福祉総務課、経営支援課）
--------	-----------------------------

1 生活必需品等の調達

町は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。

2 生活必需品等の配分

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。

(2) 対象者は、次のとおりとする。

災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

(3) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

【供給する生活必需品】

種類	品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

(4) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。

(5) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。

【資料3 - 16 - 1 生活必需物資等の調達方法】

第 1 7 節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関	町（住民班） 県（健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、東讃保健福祉事務所）
--------	--

1 防疫対策

- (1) 県が感染症等を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町は、県の指示に基づき、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- (2) 県が感染症予防上必要と認めたときは、町は、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- (3) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

町は、県と連携し、定期的に避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

町は、県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者

子供、妊産婦、障害者、外国人等の災害時要援護者でストレスにさらされやすい者

被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

ボランティアなど救護活動に従事している者

その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

【町内の精神科医療機関】

病院名	所在地	電話番号
香川大学医学部付属病院	〒761-0701 三木町池戸 1750-1	087-898-5111
森岡メンタルクリニック	〒761-0612 三木町氷上 403-5	087-891-9877

(3) 栄養相談等

町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- 乳幼児、妊産婦、障害者、高齢者などの災害時要援護者に対する栄養指導
- 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- その他必要な栄養相談・指導

3 食品衛生対策

(1) 避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。

- 救援食品の衛生的取扱い
- 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときには、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

【資料 3 - 1 7 - 1 栄養相談・指導活動体系図】

【資料 3 - 1 7 - 2 精神保健活動体系図】

第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

主な実施機関	町（作業班） 県（廃棄物対策課）
--------	------------------

1 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町は、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、県又は他の市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。

防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。

家電リサイクル法で指定されているゴミ処理については、取り扱いに注意し、適正処理を行う。エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、フロン回収の観点から、冷媒の漏洩に留意する。

ごみの収集日時、分別方法等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

(2) し尿処理

下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。

仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。

し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。

水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に搬入し処理する。

(3) がれき処理

がれきの発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分まで処理ルート確保を図る。

仮置きが可能な場所については、あらかじめ、がれきの発生量を推計した上で、収集車両の出入、重機による対応、分別等の作業を考慮し、仮置きに必要な面積をできるだけ分散して確保できるよう検討する。

がれき処理は、総括班と協議しながら、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。

がれきの適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。

【資料3 - 18 - 1 廃棄物処理施設、し尿処理施設】

【資料3 - 18 - 2 がれきの発生量及び仮置場の必要面積】

【資料3 - 18 - 3 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針】

【資料3 - 18 - 4 災害ごみ等仮置場予定地】

第 19 節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに実施する。

主な実施機関	町（住民班、消防班） 県（生活衛生課） 警察
--------	------------------------

1 遺体の搜索

- (1) 遺体の搜索については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (3) 遺体の搜索に当たっては、警察等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置

- (1) 遺体の処理については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、遺体について、関係団体等が組織する救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (3) 収容した遺体の検視については、警察が実施する。
- (4) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (5) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 遺体の埋葬については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (3) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (4) 町は、火葬場の被災や火葬する遺体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。

【火葬場（公営）】

火葬場					所管	
名称	所在地	電話	炉数	動物	名称	電話
しずかの里	三木町井戸 993	087-899-1161	5	動物1 汚物1	三木・長尾葬 祭組合	087-898-1112

【資料 3 - 1 9 - 1 遺体収容場所】

第 2 0 節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、宅地建物取引業者の媒介により民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

主な実施機関	町（作業班） 県（住宅課）
--------	---------------

1 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

（ 1 ）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から優先して選定する。

（ 2 ）建設方法

応急仮設住宅の建設は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（ 3 ）建設戸数

建設戸数は、町内の全壊、全焼及び流失世帯数の 3 割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（ 4 ）構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て又は共同建てとし、1 戸当たりの面積は 29.7 m²（ 9 坪）とする。

（ 5 ）応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県からの委託により、町が実施する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など災害時要援護者に十分配慮する。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半焼又は半壊し、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住宅の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

（ 1 ）対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、町内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

(1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 町は、資機材、要員の不足、除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

(社)香川県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会香川県本部は、県の協力要請により、会員業者を県に報告し、町は県から会員業者の情報提供を受ける。

また、町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第 2 1 節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されることから、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	町（消防班）、自主防災組織、警察
--------	------------------

1 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

2 消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

居住者のいない被災住宅の防犯

被災住宅における出火の防止

在宅の高齢者、障害者等の支援

地域の安全確保

第 2 2 節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行う。

主な実施機関	町（教育班） 県（総務学事課、教育委員会）
--------	-----------------------

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに状況に応じて所管する教育委員会等に報告する。

在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講じる。夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者等と連絡をとり、周知する。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。
- (4) 避難所に指定されている施設においては、避難所の開設する旨の連絡があった場合には、避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 町及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒、教職員等の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。

教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。

施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。

避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。

他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして応急教育を行う。

災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

町及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

町は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 学校給食の実施

町は、委託業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに町

教育委員会を通じて県教育委員会に連絡するとともに、県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

(4) 埋蔵文化財対策

町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

【資料 2 2 1 1 町内の文化財】

第 2 3 節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班、作業班）、県、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	---

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や地域住民に周知するとともに、応急工事を行う。

4 治山、林道施設

町及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

6 病院、社会福祉施設等公共施設

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

7 廃棄物処理施設

- (1) 町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。
- (2) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設についての調査、指導等は、県が実施する。

【資料3 - 23 - 1 公共土木施設等に関する防災協定書】

第24節 ライフライン等応急復旧計画

電気、電話、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町（総務班、作業班） 県（水資源対策課、下水道課、水道局） 四国電力(株)、NTT 西日本、NTT ドコモ四国
--------	---

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、今後の復旧見込みなどを周知する。
- 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
- 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
- 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき、又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
- 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
- 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電

気通信施設等の復旧状況、今後の復旧見込み等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

3 水道施設

- (1) 町及び県は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行う。

取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。

送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

- (2) 町及び県は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。

浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。

管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。

給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて住民生活への影響を考慮して、緊急度の高い避難施設（避難地、避難所）や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。

- (3) 県水道局は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

4 下水道施設

町は、災害が発生したとき、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、

下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急普及を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

【資料 3 - 2 3 - 1 公共土木施設等に関する防災協定書】

第25節 農林関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	町（作業班） 県（みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課）
--------	--

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 町及び土地改良区は、河川等のはん濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 町、土地改良区及び県は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位低下に努める。
- (4) 町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- (5) 各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に応じて実施する災害対策に必要な技術指導等に協力する。
- (2) 病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、町は、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 町及び畜産関係団体は、県が実施する家畜及び畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜管理の指導等に協力する。
- (2) 家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、町は、県が必要に応じて実施する家畜等の消毒、予防注射等に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 町及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する被災苗木、森

林に対する措置等の技術指導に協力する。

(2) 町及び森林組合等は、県が森林所有者に対して実施する風倒木の円滑な搬出、森林病虫害の防除等の技術指導に協力する。

【資料 2 - 4 - 1 ため池重要水防区域】

第 2 6 節 ボランティア受入計画

災害においてボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関	町（住民班）社会福祉協議会、香川県災害ボランティア協議会、県（県民活動・男女共同参画課、危機管理課）、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 受入体制の整備

- (1) 災害が発生したとき、町は県を通じて、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況等の情報を提供する。
- (2) 香川県災害ボランティア協議会は、香川県社会福祉協議会並びに日本赤十字社香川県支部において確認された被災状況に応じて災害救援ボランティア本部を設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと被災地に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 町及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、災害救援ボランティア本部の設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力する。
- (4) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、町内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに災害救援ボランティア本部に情報提供を行う。
- (2) 災害救援ボランティア本部は、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、香川県災害ボランティア協議会に参加している団体・個人に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体に対する受け付け、被災者世帯の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

(1) 災害救援ボランティア本部の主な役割

- ・災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ボランティアと県等との仲介、調整
- ・活動資材の調整
- ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 災害ボランティアセンターの主な役割

- ・被災地のボランティアニーズの把握
- ・被災地へのボランティアの派遣
- ・災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ボランティアと町等との仲介、調整
- ・災害ボランティアへの対応
- ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

(1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。

(2) 災害救援ボランティア本部及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第 2 7 節 災害時要援護者応急対策計画

災害において、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者の安全確保を図るため、町、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者の様態に十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	町（総務班、住民班、教育班） 県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課） 社会福祉協議会
--------	--

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 町は、災害が発生したとき、直ちに要介護者、一人暮らし高齢者、障害者等の台帳を利用するなどして、災害時要援護者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、援護が必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (3) 町は、県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (4) 町及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、被災により保護を必要とする児童を発見したときの保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 町は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の

安否確認、避難誘導等を行う。

- (2) 町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 町は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 町は、外国語のボランティア等が必要な場合には、県を通じて関係団体等に派遣を要請する。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、町、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受け入れを行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 配慮すべき事項

町は、災害時要援護者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員、児童委員等住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

第 2 8 節 水防等活動計画

洪水等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班） 県（みどり整備課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課） 四国地方整備局
--------	--

1 水防活動

- (1) 町は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- (2) 町及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
- (3) 河川管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。
- (4) 町は、河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、水があふれる等の状態にあり、放置しておく危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (5) 町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及びはん濫する方向の近隣市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、町、県、関係機関等が相互に協力して、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

2 土砂災害防止活動

- (1) 町は、土砂災害危険箇所がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 町は、土砂災害が予想されるときは、地域住民、災害時要援護者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

3 風倒木対策

町及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

- 【資料 2 - 1 - 1 山腹崩壊危険地区】
- 【資料 2 - 1 - 2 崩壊土砂流出危険地区】
- 【資料 2 - 2 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所】
- 【資料 2 - 2 - 2 土石流危険渓流】
- 【資料 2 - 2 - 3 地すべり危険箇所】
- 【資料 2 - 2 - 4 土砂災害警戒区域】
- 【資料 2 - 2 - 5 警戒避難体制の整備事項】
- 【資料 2 - 2 - 6 土砂災害の避難に関する町と関係住民の段階別対応】
- 【資料 2 - 3 - 1 河川重要水防区域】
- 【資料 2 - 3 - 2 高堰堤】
- 【資料 2 - 3 - 3 主要水門】
- 【資料 2 - 15 - 3 水防倉庫等一覧】
- 【資料 2 - 15 - 4 消防団現勢】

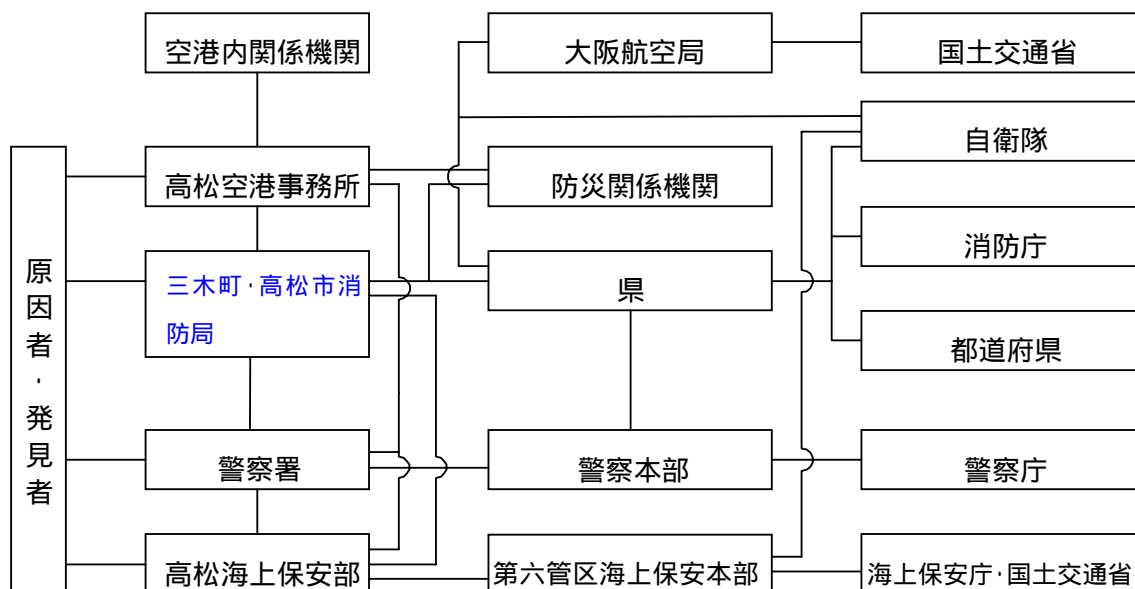
第 2 9 節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班） 高松市消防局、県（交通政策課、危機管理課） 警察、高松空港事務所
--------	--

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 町の応急対策

- (1) 町及び高松市消防局は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町及び高松市消防局は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要

請を依頼する。

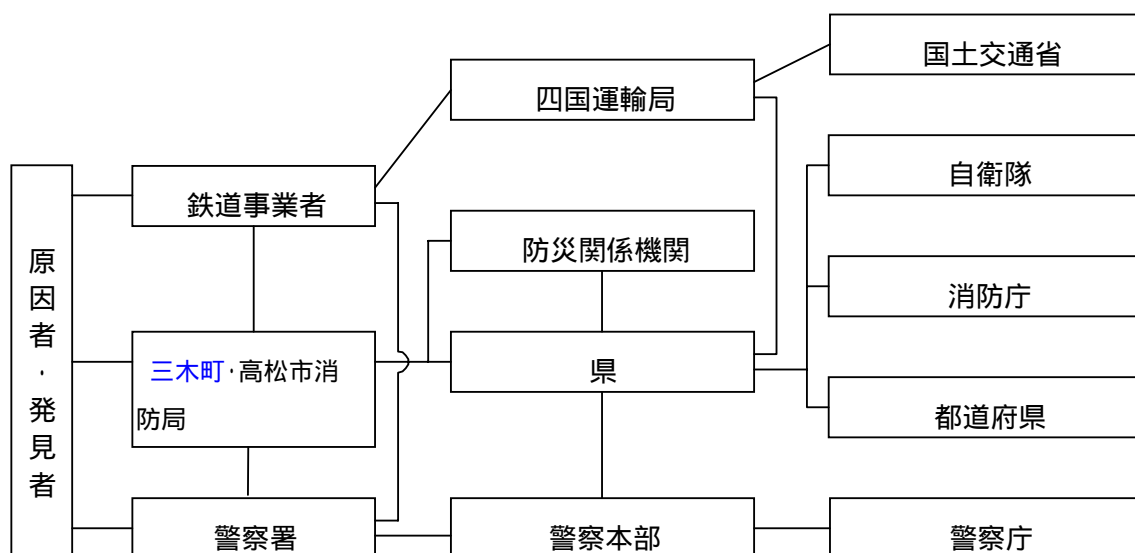
第30節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班） 高松市消防局、県（交通政策課、危機管理課） 高松琴平電気鉄道(株)
--------	---

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者は、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに町、四国運輸局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、鉄道事業者は、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道事業者は、災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 町及び高松市消防局は、鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町及び高松市消防局は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 町は、負傷者が発生したときは、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

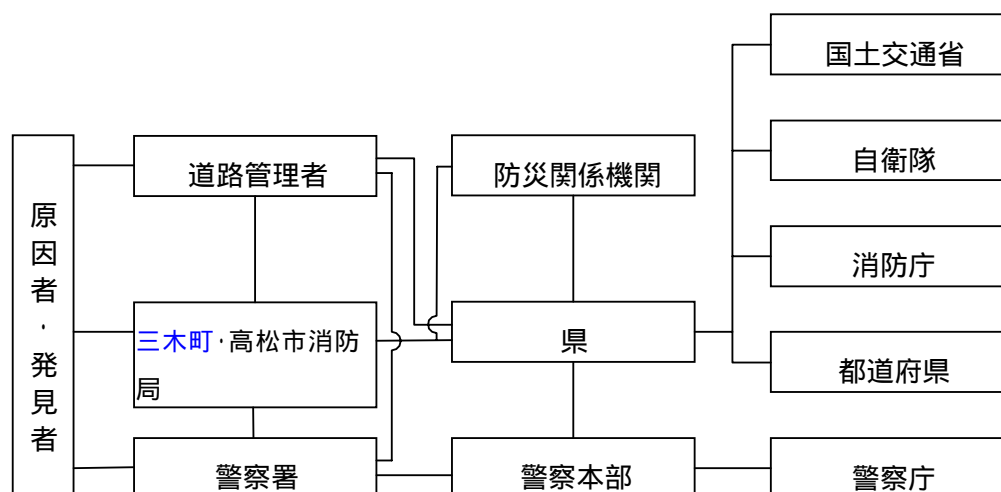
第 3 1 節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町(総務班、作業班、消防班) 高松市消防局、県(危機管理課、道路課)、警察、四国地方整備局、西日本高速道路(株)
--------	--

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに町、県、四国地方整備局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 道路管理者は、町、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 道路管理者は、災害の状況、安否情報、交通情報(通行の禁止・制限、迂回路等)施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、町及び高松市消防局は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、町及び高松市消防局は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物が流出したときは、町は、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、高松市消防局は、危険物の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第 3 2 節 危険物等災害対策計画

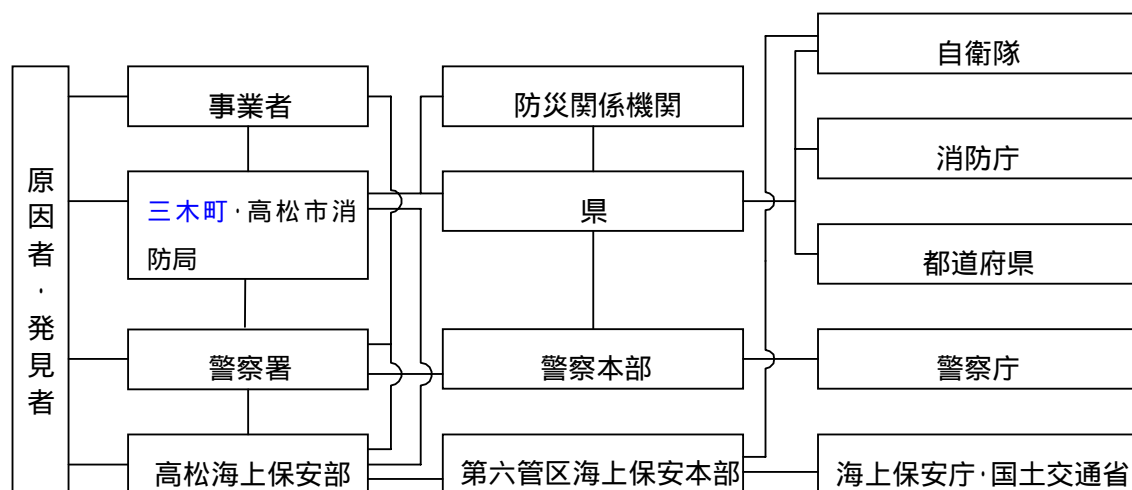
危険物、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班） 高松市消防局、県（危機管理課、薬務感染症対策課） 警察、高松海上保安部
--------	--

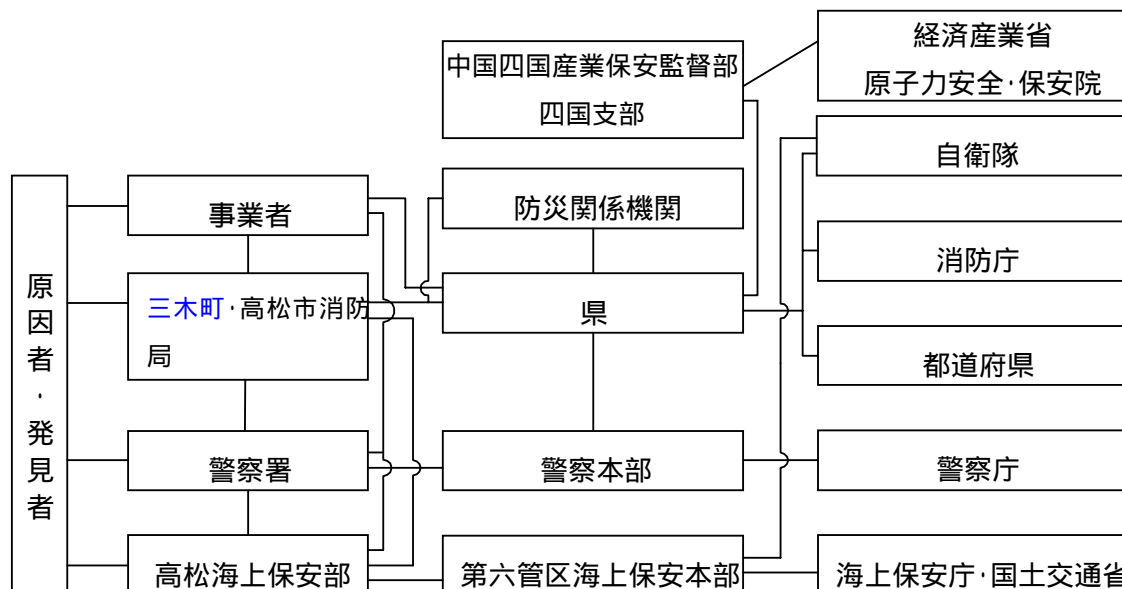
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

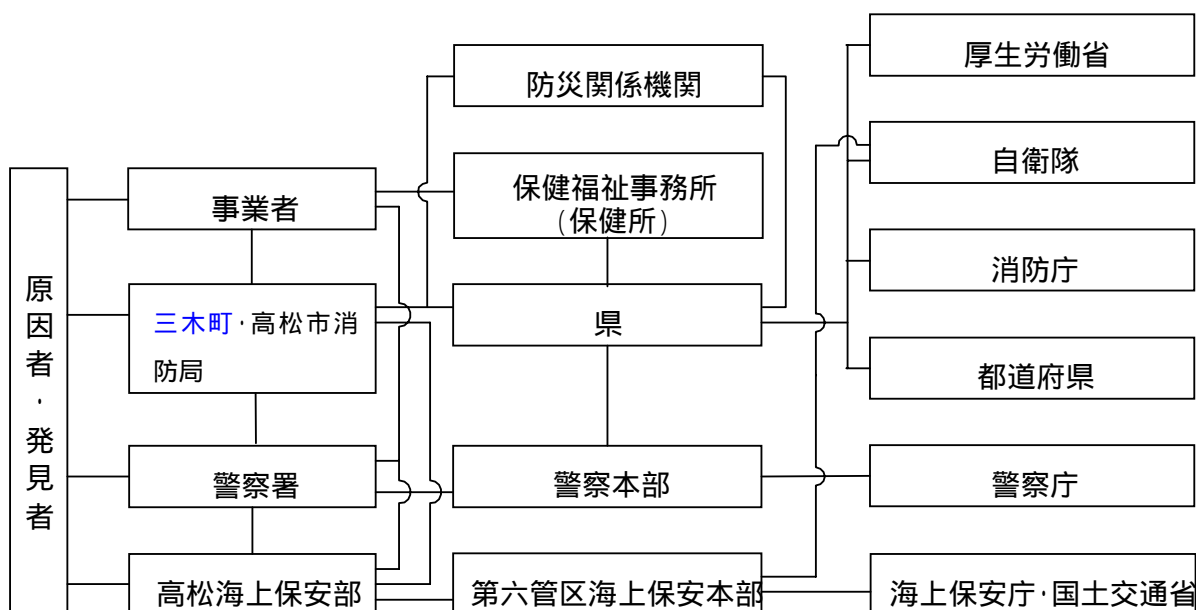
(1) 石油类等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、事業者は、直ちに、町、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、事業者は、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、事業者は、速やかに状況を把握し、消防機関と

協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3 町の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、町及び高松市消防局は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、町及び高松市消防局は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、町及び高松市消防局は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、町は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料 2 - 1 0 - 1 危険物施設】

【資料 2 - 1 0 - 2 高圧ガス関係事業所】

【資料 2 - 1 0 - 3 火薬類関係営業所】

【資料 2 - 1 0 - 4 毒物劇物営業所】

第 3 3 節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は火災の大規模化が予想されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班） 高松市消防局、県（危機管理課）、警察、自衛隊
--------	-----------------------------------

1 町の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、町及び高松市消防局は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町及び高松市消防局は、直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県及び近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、町は、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、町は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、高松市消防局は、適切な医療機関に搬送する。また、町は、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 町は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

【資料 2 - 1 5 - 5 消防水利の現況】

【資料 2 - 1 6 - 4 応援協定資料】

第 3 4 節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）高松市消防局、県（危機管理課、みどり整備課）、警察、自衛隊
--------	---

1 町の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、町及び高松市消防局は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町及び高松市消防局は、直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町及び高松市消防局のみでは対処できないときは、県及び近隣市町に応援を要請する。
- (4) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、町又は高松市消防局は、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の確保を行う。
- (5) 消防活動等に関し必要があると認めるときは、町は、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保を行い、高松市消防局は、消火資機材等の準備を行う。
- (6) 町は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

【資料 2 - 1 5 - 5 消防水利の現況】

【資料 2 - 1 6 - 1 香川県消防相互応援協定】

【資料 2 - 1 6 - 2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料 2 - 1 6 - 3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【資料 2 - 1 6 - 4 応援協定資料】

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、復旧・復興の基本方針を定める。

主な実施機関	町（各課） 県（全部局） 防災関係機関
--------	---------------------

1 現状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、県、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。
- (2) 町及び県は、復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町及び県は、災害に強いまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原型復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関	町（各課） 県（全部局）
--------	--------------

1 災害復旧事業の種別

町は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 公営住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設災害復旧事業計画

(8) 公立学校施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予及び減免、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	町（総務課、政策情報課、税務課、住民生活課、健康福祉課、環境保全課） 県（広聴広報課、県民活動・男女共同参画課、税務課、みどり整備課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課） 社会福祉協議会
--------	---

1 生活相談

町は、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、県、防災関係機関と連携して相談業務を行う。

2 被災証明の交付

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

3 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

町は、災害により被害を受けた世帯からの申し出により、一般廃棄物処理手数料（ごみ袋・粗大ゴミ・尿尿）等の減額および免除を行う。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(2) 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

5 生活福祉資金の貸付

民生委員及び町社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

6 被災者生活再建支援金の支給

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい

被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。

7 租税等の期限延長、徴収猶予及び減免

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税及び地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険料等の減免等

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険料等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 応急金融対策

(1) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

(2) 非常金融措置の実施

民間金融機関（保険会社を含む。）は、次のような措置を講じる。

災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ること。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じること。

手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶

予期間の延長を行う等の措置を講じること。

営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じること。

10 雇用対策等

(1) 公共職業安定所の措置

被災者に対する職業斡旋

- ・ 臨時職業相談窓口の設置
- ・ 巡回職業相談の実施
- ・ 職業訓練受講の指示
- ・ 職業転換給付金制度の活用等の措置

雇用保険の失業給付に関する特例措置

(2) 香川労働局の措置

労働保険料の納付期限の延長等

延滞金や追徴金の徴収免除

第4節 義援金等受入配分計画

町は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関に協力して、義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	町（総務課、住民生活課） 県（健康福祉総務課） 日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会
--------	--

1 義援金等の受付及び保管

- (1) 義援金等の受付は、県、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会で行う。
- (2) 町は、義援金品の受入体制を確立しておく。

2 義援金等の配分等

- (1) 義援金の町に対する配分は、義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。日本赤十字社香川県支部も、配分委員会に参画する。
- (2) 義援品の町に対する配分は、県が決定し、町の指定する場所まで輸送し、町に引き渡す。
- (3) 町は、県等から送付された義援金品を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。